

改善報告書

平成 23 年 7 月

近畿大学

改善報告書

目 次

<助言>

内 容	対象学部・研究科	頁
1 教育内容・方法		
(1) 教育課程等		
1) 経済学	1
(2) 教育方法等		
1) 法、理工、文芸、生物理工、工、産業理工	2
2) 経済、経営、文芸	12
3) 法、経済、生物理工、工、産業理工	16
4) 法学、経済学、総合理工学、文芸学、生物理工学、システム工学、産業技術	25
(3) 学位授与・課程修了の認定		
1) 全研究科	36
2 学生の受け入れ		
1) 法	56
2) 工	59
3) 文芸	60
4) 医	61
5) 経済、経営、理工、文芸、農、生物理工、工、産業理工	..	62
6) 法学、商学、産業技術	76
3 研究環境		
1) 全学部、全研究科	80
4 教員組織		
1) 法、経済、経営	114
2) 法、医	119
5 図書・電子媒体等		
1) 農	123
6 管理運営		
1) 法、経済、経営、薬、文芸、農、医、生物理工、法学、商学、経済学、総合理工学、薬学、文芸学、農学、医学、生物理工学、産業技術	124
<勧告>		
内 容	対象学部・研究科	頁
1 学生の受け入れ		
1) 医	144

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学研究科

No.	種 別	内 容
1	基準項目	1 教育内容・方法 (1) 教育課程等
	指摘事項	1) 経済学研究科において、不開講科目が多いのは問題であるので(「点検・評価報告書」20 頁)、改善が望まれる。
	評価当時の状況	平成 19 年度のカリキュラムでは、博士前期課程において担当可能な教員が在籍していなかったため、「産業組織論特論」、「中国経済論特論」、「開発援助論特論」、「社会政策特論」が、博士後期課程では、「産業組織論特殊研究」、「租税論特殊研究」、「金融論特殊研究」、「経済統計学特殊研究」、「社会政策特殊研究」が不開講であった。
	評価後の改善状況	平成 22 年度カリキュラムでは、担当可能な教員を補充・育成できたため、19 年度不開講であった博士前期課程の「社会政策特論」が開講され、博士後期科目の「金融論特殊研究」が「金融論 I 特殊研究」、「金融論 II 特殊研究」として開講されている。特に社会のニーズにあった科目は、博士前期課程において、特殊講義 I、特殊講義 II、特殊講義 III で、博士後期課程においては特殊研究講義 I、特殊研究講義 II で開講できるよう対策を講じている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	資料 1-1 平成 22 年度経済学研究科履修要項 (P27-P28、P71-P72)
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学部

No.	種 別	内 容										
2	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>1) 法学部、理工学部、文芸学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部においては、1年間に履修できる単位数の上限が高く設定されていたり、あるいは上限自体の設定がされていない。単位制度の趣旨に鑑み、これらの学部については、適切な上限設定を行うことが望まれる。</p>										
	評価当時の状況	<p>『平成 19 年度履修要項』(平成 19 年、近畿大学法学部)p. 12)は、各学年の履修上限を次のように定めていた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学年次</th><th style="text-align: center;">履修上限(通年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 学年</td><td style="text-align: center;">46 単位</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 学年</td><td style="text-align: center;">50 単位</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 学年</td><td style="text-align: center;">60 単位</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 学年</td><td style="text-align: center;">60 単位</td></tr> </tbody> </table>	学年次	履修上限(通年)	1 学年	46 単位	2 学年	50 単位	3 学年	60 単位	4 学年	60 単位
学年次	履修上限(通年)											
1 学年	46 単位											
2 学年	50 単位											
3 学年	60 単位											
4 学年	60 単位											
	評価後の改善状況	<p>平成 20 年度適用の新カリキュラムでは、各学年の履修単位の上限(CAP制)は、進級による学習の量と質の向上の観点に照らして下表のように定めている。3~4学年については、専門演習の履修を必修としていることを考慮して高く設定したものである。いうまでもなく CAP 制の趣旨は、授業時間外の適正な学習時間の確保を目的とするものであり、法学部改革本部(戦略構想チーム)並びに教務委員会は平成 23 年度の検証課題に履修単位の上限の適正を挙げて検討を進めている。具体的には、専門演習も授業時間外の学習を必要とする科目なのであるから、3~4年生に設定された CAP (52 単位) の適正、さらに、</p>										

	<p>通年の取得単位を計算の基礎とする現行基準の妥当性について検討している。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学年次</th><th>履修上限(通年)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 学年</td><td>46 単位</td></tr><tr><td>2 学年</td><td>50 単位</td></tr><tr><td>3 学年</td><td>52 単位</td></tr><tr><td>4 学年</td><td>52 単位</td></tr></tbody></table> <p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 2-1 平成 23 年度法学部履修要項(P13-P14) 資料 2-2 平成 20 年度法学部履修要項</p> <p><大学基準協会使用欄></p> <table border="1"><tr><td>検討所見</td><td></td></tr><tr><td>改善状況に対する評定</td><td>1 2 3 4 5</td></tr></table>	学年次	履修上限(通年)	1 学年	46 単位	2 学年	50 単位	3 学年	52 単位	4 学年	52 単位	検討所見		改善状況に対する評定	1 2 3 4 5
学年次	履修上限(通年)														
1 学年	46 単位														
2 学年	50 単位														
3 学年	52 単位														
4 学年	52 単位														
検討所見															
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5														

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

理工学部

No.	種 別	内 容
3	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>1) 法学部、理工学部、文芸学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部においては、1年間に履修できる単位数の上限が高く設定されていたり、あるいは上限自体の設定がされていない。単位制度の趣旨に鑑み、これらの学部については、適切な上限設定を行うことが望まれる。</p>
	評価当時の状況	理工学部では1年間の履修登録単位数をセメスターごとに30単位以内とし、1年間の登録数を60単位以内としていた。
	評価後の改善状況	<p>助言に従い、理工学部教務委員会において履修できる単位数の上限を下げるべく検討を始めたが、学部内の全学科でカリキュラムの大幅見直しが必要であり、予定されていた学部改組との関係から早期の導入は困難であった。このため、カリキュラム改編を行う平成25年度に単位数引下げを実施するが、移行期間措置として平成23年度から、履修登録できる単位数の上限は、原則として各セメスターにおいて28単位、各学年で56単位と決め、既に実施している(資料3-1)。</p> <p>なお、平成25年度からは、履修登録できる単位数の上限は各セメスター24単位、各学年48単位となる(資料3-2)。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料3-1 平成23年度理工学部履修要項抜粋(P5、5. 科目の履修(5)履修に関する権利と義務) 資料3-2 理工学部教務委員会(平成22年度・後期第3回)議事録(P2、2)履修単位制限について	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料3-1 平成23年度理工学部履修要項抜粋(P5、5. 科目の履修(5)履修に関する権利と義務)</p> <p>資料3-2 理工学部教務委員会(平成22年度・後期第3回)議事録(P2、2)履修単位制限について</p>

<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学部

No.	種 別	内 容
4	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>1) 法学部、理工学部、文芸学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部においては、1年間に履修できる単位数の上限が高く設定されていたり、あるいは上限自体の設定がされていない。単位制度の趣旨に鑑み、これらの学部については、適切な上限設定を行うことが望まれる。</p>
	評価当時の状況	文芸学部の教育の特色である〈超ジャンル〉の実行を目的として、学生にできる限り多様な学問領域から幅広い分野での履修を促すため、履修の上限設定をしていなかった。
	評価後の改善状況	<p>文芸学部では助言に従い、教務委員会において授業時間外の適正な学習時間の確保のため、慎重に議論を進めた。</p> <p>平成 23 年 6 月 28 日の文芸学部教授会において、平成 24 年度入学生から履修の上限を半期 24 単位で設定することが承認された。また、各年次にわたって適切に授業科目を履修してもらうために履修ガイダンス等において履修指導を徹底していく予定である。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>資料 4-1 文芸学部教務委員会議事録（平成 22 年 6 月 8 日）</p> <p>資料 4-2 文芸学部教務委員会議事録（平成 22 年 9 月 28 日）</p> <p>資料 4-3 文芸学部教授会議事録（平成 23 年 6 月 28 日）</p>
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学部

No.	種 別	内 容
5	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 1) 法学部、理工学部、文芸学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部においては、1年間に履修できる単位数の上限が高く設定されていたり、あるいは上限自体の設定がされていない。単位制度の趣旨に鑑み、これらの学部については、適切な上限設定を行うことが望まれる。
	評価当時の状況	平成 19 年度までは、1年間の履修登録科目数の上限設定はしていなかった。
	評価後の改善状況	平成 20 年度以降の入学者を対象にして、単位制度の厳密化・実質化のため、单年度に履修登録できる単位数を 49 単位まで（ただし、教職課程などの卒業要件に含まれない科目は除く。）と設定した。履修制限についての学生への周知は、学部教育要項で明記するとともに履修ガイダンスで案内した。また、履修登録は、インターネットを介した W e b サービスを利用して行うが、この登録時においても履修制限を周知するエラーメッセージとともに 50 単位以上の履修登録を不可能とする物理的システムも設けた。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 5-1 平成 20 年度・平成 21 年度・平成 22 年度 生物理工学部教育要項(P7) 資料 5-2 W E B 履修登録操作手順書（平成 23 年 4 月 1 日）	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

工学部

No.	種 別	内 容
6	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 1) 法学部、理工学部、文芸学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部においては、1年間に履修できる単位数の上限が高く設定されていたり、あるいは上限自体の設定がされていない。単位制度の趣旨に鑑み、これらの学部については、適切な上限設定を行うことが望まれる。
	評価当時の状況	工学部では、日本技術者教育認定機構(JABE)の認定に向け、策定した学習・教育目標を達成するために必修科目の数を増加させていた。必修科目を開講学年時に修得できないで、下級履修をする学生等を考慮して、原則として、各セメスターで 30 単位(年間 60 単位以下)を上限設定(教職科目を除く)し、運用していた。設定値は、工学部学生便覧に記載し、周知させていた。
	評価後の改善状況	工学部では、指摘を受けて直ちに、集中審議を行い(資料 6-1~6-4)、予習・復習を含む学習を効率化してかつ、学習・教育目標を達成できる単位の制限として、半期 25 単位(年間 50 単位未満、教職科目を除く)を設定した。平成 20 年度新入学生から、学生便覧を改定した。前・後期開始前のガイダンスで周知させると共に、チュータ制度による個別の履修指導も行なっている。また、履修制限内で無理なく当該年次の学修が進むように、全学科でのカリキュラム進行、体系、さらに進級要件の改訂も同時に行なった(資料 6-5)。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 6-1 平成 19 年度第 6 回工学部教務委員会議事録(平成 19 年 11 月 20 日)	

	資料 6-2 平成 19 年度第 8 回工学部教務委員会議事録（平成 19 年 12 月 17 日）
	資料 6-3 平成 19 年度第 9 回工学部教務委員会議事録（平成 20 年 1 月 16 日）
	資料 6-4 平成 19 年度第 11 回工学部教授会議事次第（平成 20 年 1 月 24 日）
	資料 6-5 学生便覧(抜粋)進級基準および卒業要件 (2008 (H20) 年度入学生用)
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業理工学部

No.	種 別	内 容
7	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>1) 法学部、理工学部、文芸学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部においては、1年間に履修できる単位数の上限が高く設定されていたり、あるいは上限自体の設定がされていない。単位制度の趣旨に鑑み、これらの学部については、適切な上限設定を行うことが望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>申請時の記載が不十分であったが、産業理工学部では申請時以前より学年別に“標準修得単位数”を設け、学生に配布する「履修の手引き」やシラバス、個人別時間割等に明記するとともに、年度始めの“在学生ガイドンス”や新入生オリエンテーションを通じて、履修単位数が過不足にならぬよう学生への通知・指導を徹底してきた。しかし、履修単位数の上限をひとつの数値として設定はしていなかった。</p> <p>いわゆる大学生の学力低下の問題が深刻化するにつれて本学部でも履修計画が不適切で成績不振に陥る学生が散見されるようになってきた。一方で、本学部 5 学科のうち建築・デザイン学科、情報学科、電気通信工学科の 3 学科が J A B E E 認定技術者教育プログラムとして認定され、また生物環境化学科が“食品衛生管理者・食品衛生監視員”的養成施設として厚生労働省九州厚生局に認定・登録されたことから、教育の質向上のための取り組みがより重要となった。これに伴い、教育密度を高める方策の一つとして履修単位数の上限設定が学部内で議論されるようになった。</p>

	<p>評価後の改善状況</p>	<p>上記の背景のもと、大学基準協会からの助言を機に本学部でも履修単位数の制限について教務委員会を中心に検討を行い、その結果、学生が履修可能な単位数の上限を原則として半期 25 単位、年間 50 単位とした。そして、平成 20 年度から以下の方法で履修制限を実施している。</p> <p>学生に配布する“履修の手引き”における“履修手続き”の項目中に「履修手続きに際しては、予習・復習・レポート作成といったことに十分な学習時間が確保できるよう、前期後期の各学期において履修科目の合計単位数が 25 単位を超えないようにしてください。」という記述を加えたほか、年度始めの在学生ガイダンスや新入生オリエンテーション等を通じて教員による通知・指導を徹底している。さらに平成 23 年度からは、Web 履修登録システムにおいて年間 50 単位以上の履修申請が行われた場合はこれを自動的に検出して申請が受理されないように物理的制限を行っている。今後、履修指導をいっそう徹底するほか、学年毎の進級判定制度の導入等について検討することも考えており、単位取得数の年次による偏りがないように努めたい。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		
資料 7-1 平成 22 年度「履修の手引き」における履修制限の記述箇所		
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		
改善状況に対する評定	<p>1 2 3 4 5</p>	

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学部

No.	種 別	内 容
8	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>2) 経済学部、経営学部、文芸学部においては FD 活動が個々の教員に任せられており、部局単位での組織的な取り組みがなされておらず、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	経済学部の FD 活動は、教員個々の自主性にゆだねられ、教員同士や教員と事務局の話し合いなど、学部としての組織的な取り組みは不十分であった。
	評価後の改善状況	<p>平成 22 年 7 月も授業アンケートの報告会を開催し、教員の意識改革に努め、授業改善に役立てている（報告会は毎年定期的に開催している）。また、各自が授業アンケートの結果を受けてリフレクション・ペーパーを作成し、学部資料室で誰もが閲覧できる状態にしている。</p> <p>自己評価・FD 委員会主催で、授業評価アンケートから選んだトピックについて、授業方法を中心討議する研究会を、23 年度に複数回設けることを決定している。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>資料 8-1 授業評価アンケート集計結果報告会資料</p> <p>資料 8-2 授業評価アンケート集計結果報告会の案内</p> <p>資料 8-3 FD 研修会のおしらせ</p>
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経営学部

No.	種 別	内 容
9	基準項目	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	2) 経済学部、経営学部、文芸学部においては FD 活動が個々の教員に任せられており、部局単位での組織的な取り組みがなされておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	平成 15 年度に商経学部から改組して設立された経営学部は、それ以前から学生による授業評価アンケートを実施し、その結果について授業改善申告書を提出し、次年度へ向けた授業改善を行ってきた。また、各教員が学会や学外研究会へ参加し、最新の知見を授業へフィードバックし、さらには、教員個人の研究成果を担当する授業へ生かすなど工夫を重ねてきた。しかしながら、学部内の研究会以外で、学部として組織的な FD 活動は行っておらず、授業改善のための体系的な取り組みが十分ではなかった。
	評価後の改善状況	経営学部では平成 20 年度を「FD 活動元年」と位置づけ、FD 委員会を設け組織的かつ体系的な FD 活動・FD 研修会を開催し、教員個人の意識改革を促すとともに、学部全教員が教育改善への取り組みを積極的に行った。また、学部内にとどまらず学外の FD 研修会へ参加し、学士課程教育の質保証に関する先行事例を学び、学部へフィードバックした。これにより、プロジェクト型学習やチーム型学習を導入し、受け身の授業から学生自らが考え参加する授業を実践する取り組みが増えている。平成 21 年度および平成 22 年度においても FD 活動を継続して実施しており、平成

	22年度からは授業公開（ピアレビュー）を行い、授業方法等についての教員相互の啓発を進め成果を上げている。今後さらに、ケースメソッド授業法の導入や学部内教育改善プロジェクトを実施するなどFD活動を推し進め、学士課程教育の質保証に取り組んでいきたい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 9-1 平成 20 年度「FD 活動報告書」近畿大学経営学部 資料 9-2 平成 21 年度および平成 22 年度 FD 活動等に関する概要報告
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学部

No.	種 別	内 容
10	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 2) 経済学部、経営学部、文芸学部においては FD 活動が個々の教員に任せられており、部局単位での組織的な取り組みがなされておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	文芸学部では、受審時の自己点検・評価報告書に記載の「教育システム改革委員会」設置計画はあつたものの FD 活動を推進する組織はなく個々の教員任せであった。
	評価後の改善状況	文芸学部では、平成 20 年 10 月に「教育システム改革委員会」を設置して、FD 活動の推進のため組織的な取り組みをスタートさせた。主な活動は、文芸学部授業評価アンケート実施及びリフレクション・ペーパーの学生への開示、ピア・レビューの実施、文芸学部 FD 研修会の開催等を行っている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 10-1 授業評価アンケートの実施についてのお願い、リフレクション・ペーパー	
	資料 10-2 文芸学部ピア・レビュー実施報告書	
	資料 10-3 文芸学部 FD 研修会の開催案内	
	資料 10-4 教育システム改革委員会開催案内、委員会名簿	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学部

No.	種 別	内 容
11	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 3) 法学部、経済学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部では、シラバスに科目によって精粗があるので、成績評価基準の明記を含め、改善が望まれる。
	評価当時の状況	記入内容ゼロ(白紙)の科目や、講義計画の具体的な明示を欠く科目などが散見された(『平成 19 年度講義要項』(平成 19 年、近畿大学法学部) pp. 371, 454 など)。
	評価後の改善状況	シラバスの実質化に係る教育改革推進センター依頼並びに同基準に基づき、非常勤講師を含めた全教員に対してシラバス指定項目への完全記入を指示している(ここでシラバス指定項目とは、「参考文献」欄を除く全ての項目を指す)。これを承けて、法学部教務委員会が、シラバスの執筆依頼に際して、専任教員・非常勤教員の別なく法学部の授業を担当する全ての教員にシラバスの意義と完全記入の必要について通知文を配布し周知徹底を図っている。 また校正期間中にも教務委員会において内容検査を行い、基準によっていないものについては教務委員長名で改善を依頼している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	資料 11-1 平成 23 (2011) 年度講義要項 (P284 [専任教員]、P. 303 [非常勤講師]) 資料 11-2 シラバスの充実について (通知) 資料 11-3 平成 23 年度のシラバス作成について 資料 11-4 平成 23 年度 シラバス記入上の留意事項

<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学部

No.	種 別	内 容
12	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 3) 法学部、経済学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部では、シラバスに科目によって精粗があるので、成績評価基準の明記を含め、改善が望まれる。
	評価当時の状況	シラバスは科目ごとに、担当者によって作成されている。作成項目は共通のフォーマットを用いて詳細に指定し、比較しやすいよう工夫してきた。しかし、講義計画・成績評価基準の明記の徹底がなされていなかった。
	評価後の改善状況	平成 21 年度以降は、教育改革推進センター(平成 20 年度は教育改革推進委員会)からのシラバス作成に関する全学統一の指針(「シラバス充実について」、並びに「シラバス記入上の留意事項」)に基づいて改善している。シラバスは印刷前に各学科教務委員、事務部により記載内容の多重チェックを行い、修正後に刊行している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 12-1 シラバスの充実について(通知) 資料 12-2 シラバス記入上の留意事項 資料 12-3 シラバスの充実	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学部

No.	種 別	内 容
13	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>3) 法学部、経済学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部では、シラバスに科目によって精粗があるので、成績評価基準の明記を含め、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>平成 19 年度シラバスでは、授業目的、授業内容、教科書・参考書、成績評価、その他(学生に対する要望・注意等)の 5 項目において、講義科目毎にその内容に精粗が認められた。特に、成績評価では、成績評価方法及び基準が明確でなく、また、出席状況を成績評価の基準として考慮している科目が散見された。成績評価基準は、試験とレポート、ミニテストなどの評価バランスが示されていないものが多い。また、一部に出席を加味するものがあり、成績判定としては必ずしも適切とは言えないものがあった。</p>
	評価後の改善状況	<p>平成 21 年度からシラバスの項目を充実させ、講義科目に共通した項目・内容の統一を図った。平成 22 年度には講義毎のシラバスの項目は、授業概要・方法等、学習・教育目標及び到達目標、授業計画の項目・内容、授業時間外に必要な学修、教科書、参考文献、関連科目、成績評価方法及び基準、授業評価アンケート実施方法、研究室・メールアドレス、オフィスアワー、履修条件、その他(学生に対する要望・注意等)の 13 項目として、内容の充実を図っている。特に、成績評価方法と基準の明文化が図られたため、学生にも理解しやすい内容となった。また、【授業時間外に必</p>

	要な学修】の項目を設けることによって、単位実質化のための準備学習や復習などの学修の指示を行っている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 13-1 平成 23 年度生物理工学部講義要項（シラバス） 資料 13-2 平成 22 年度生物理工学部講義要項（シラバス） 資料 13-3 平成 23 年度生物理工学部シラバス作成スケジュール 資料 13-4 平成 23 年度生物理工学部シラバス作成の流れ 資料 13-5 平成 23 年度シラバス記入上の留意事項〔生物理工学部〕 資料 5-1 生物理工学部教育要項（平成 22 年度）
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

工学部

No.	種 別	内 容
14	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>3) 法学部、経済学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部では、シラバスに科目によって精粗があるので、成績評価基準の明記を含め、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	工学部教授会（資料 14-1）諮問により、シラバス内容・評価等の具体化とさらなる実質化に向け、教務委員会にて各学科からの回答をまとめ、平成 20 年度からの改善の準備をしていた（資料 14-2）。
	評価後の改善状況	工学部では、平成 20 年度は、JABEE の事例等にも基づいて第 1 次改訂を行った（資料 14-3）。平成 21 年度以降は、教育改革推進センター（平成 20 年度は教育改革推進委員会）からのシラバス作成に関する全学統一の指針（「シラバス充実について」、並びに「シラバス記入上の留意事項」）に基づいて再改善している（資料 14-4～14-6）。シラバスは印刷前に各学科教務委員、学生支援課等により記載内容の多重チェック・修正後に刊行を行っている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>資料 14-1 平成 19 年度第 3 回工学部教授会議事次第（平成 19 年 6 月 7 日）</p> <p>資料 14-2 平成 19 年度第 2 回（平成 19 年 6 月 28 日）・第 4 回（平成 19 年 9 月 10 日）工学部教務委員会議事録</p> <p>資料 14-3 平成 20 年度第 8 回工学部教務委員会議事録（平成 20 年 11 月 25 日）</p> <p>資料 14-4 平成 21 年度第 7 回工学部教務委員会議事録（平成 21 年 11 月 16 日）</p> <p>資料 14-5 平成 22 年度第 4 回工学部教務委員会議事録（平成 22 年 10 月 27 日）</p> <p>資料 14-6 平成 21～23 年度シラバス作成要領並びにシラバス例</p>

<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業理工学部

No.	種 別	内 容
15	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 3) 法学部、経済学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部では、シラバスに科目によって精粗があるので、成績評価基準の明記を含め、改善が望まれる。
	評価当時の状況	シラバスの記述内容が科目によって精粗があることは申請時以前から学部内でも指摘があった。また、産業理工学部 5 学科のうち建築・デザイン学科、情報学科、電気通信工学科の 3 学科が J A B E E 認定技術者教育プログラムとして 2008 年度に認定・登録され、また、生物環境化学科が 2009 年 1 月に食品衛生管理者・食品衛生監視員の養成施設として厚生労働省九州厚生局に認定登録されたことから、成績の評価基準を明確にし、達成度を的確に把握することがほとんどの科目で必須となった。なにより、学生の履修計画作成や学習の進行状況の確認に真に役立つシラバスを作ることが学習支援において重要であるという認識が学部内で高まっていた。
	評価後の改善状況	大学基準協会からの助言を機に教育改革推進センターを中心に全学を挙げてシラバスの充実に取り組むことになり、本学部も平成 20 年度からシラバスの改善に着手した。 成績評価基準の明記については、教務委員会で協議の上、平成 21 年度に「成績評価方法および基準」の項目を下記のように評価基準とその割合を数値化し、合計 100% として表示するように統一した。

		<p>(例) 「定期試験 60%、小テスト 20%、演習 20% の成績を総計して評価点とする」</p> <p>さらに平成 22 年度からは「成績評価方法および基準」の項目も下記のような表形式とし、成績評価基準をより明確なものにした。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成 績 評 価 方 法 お よ び 基 準</th><th>定期試験</th><th>%</th><th>実技</th><th>%</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>臨時試験</td><td>%</td><td>部外評価</td><td>%</td></tr> <tr> <td></td><td>報告書・レポート</td><td>%</td><td>プレゼンテーション</td><td>%</td></tr> <tr> <td></td><td>課題</td><td>%</td><td></td><td>%</td></tr> <tr> <td></td><td>演習</td><td>%</td><td>計</td><td>%</td></tr> </tbody> </table> <p>シラバスの書式については、平成 21 年度・22 年度の 2 回にわたって改訂を行い（資料 15-1）、併せて詳細な記入要領を配布し、シラバス作成においては全教員がこれを順守するよう通達を繰り返した。（全学向けの通達と記入上の留意事項を資料 15-2、学部独自で作成したより具体的な記入要領を資料 15-3 として添付）。特に重要な点については、教務委員等を通じて全教員に注意・説明を行った。また、平成 21 年度からは、各教員が提出した原稿を教務委員会や学生支援課が点検し、記述の不適切なシラバスに対しては教員に改善指示を出し（資料 15-4）、学部長名で注意喚起を行っている（資料 15-5）。これらの取り組みによって科目間の精粗はほぼ解消されたと考えている。</p>	成 績 評 価 方 法 お よ び 基 準	定期試験	%	実技	%		臨時試験	%	部外評価	%		報告書・レポート	%	プレゼンテーション	%		課題	%		%		演習	%	計	%
成 績 評 価 方 法 お よ び 基 準	定期試験	%	実技	%																					
	臨時試験	%	部外評価	%																					
	報告書・レポート	%	プレゼンテーション	%																					
	課題	%		%																					
	演習	%	計	%																					
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料 15-1 平成 22 年度シラバスサンプル</p> <p>資料 15-2 シラバスの充実について（通知）、平成 22 年度シラバス記入上の留意事項</p> <p>資料 15-3 シラバスの書き方</p> <p>資料 15-4 平成 21 年度第 12 回教務委員会議事録（平成 22 年 2 月 12 日）</p> <p>資料 15-5 平成 22 年度シラバスの作成について</p>																									
<p><大学基準協会使用欄></p>																									
検討所見																									
改善状況に対する評定	1	2	3	4																					
	5																								

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学研究科

No.	種 別	内 容
16	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>4) 法学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、文芸学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業技術研究科においては、組織的な FD 活動が行われておらず、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>教育内容や方法については、法学研究科の教授会において時宜に応じた検討をし、たとえば、税法関連科目の充実や、行政書士のキャリアアップを図るための講座として、「行政書士のための司法研修講座」の開設など、一定の成果を収めてきた。また、かつて博士前期課程の修了を目前に控えている院生に対して授業評価アンケートを実施し、教授会において、その結果を検討したこともある。</p> <p>しかし、受審時には、組織的な FD 活動はなされていなかった。その理由は、各学年の学生定員が、博士前期課程 10 名（入学者が 5 名程度の学年もある）、博士後期課程 5 名（入学者が 0 名の学年が多い）で、各授業の受講生も 1～2 人と極端に少ない科目がほとんどであり、授業アンケートやピア・レビューの実施に困難をきたしているからである。</p>
	評価後の改善状況	<p>FD 委員会を設置し、教育内容・方法の改善を目的として、組織的な FD 活動に着手した（平成 23 年 4 月 1 日付けで、FD 委員会が発足した。別紙、FD 委員会規程参照）。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	

	資料 16-1 FD委員会規程（2011 年 4 月 18 日法学研究科委員会資料）				
	<大学基準協会使用欄>				
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学研究科

No.	種 別	内 容
17	基準項目	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	4) 法学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、文芸学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業技術研究科においては、組織的な FD 活動が行われておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	平成 19 年度の段階では、まだ具体的な組織的 FD 活動としては、行われていなかった。
	評価後の改善状況	中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」で、大学院も FD を組織化し、教育体制の整備及び教員の教育・研究指導能力向上が求められている。経済学研究科においても、主体的に学部の FD・自己点検評価委員長とも協議し、検討していくとの方向性が平成 23 年 1 月 12 日に開催された研究科委員会において確認された。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	資料 17-1 平成 22 年度経済学研究科委員会(第 7 回)議事録(抄録)
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

総合理工学研究科

No.	種 別	内 容
18	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 4) 法学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、文学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業技術研究科においては、組織的な FD 活動が行われておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	総合理工学研究科では、自己点検・評価委員会を設置し、FD活動の重要性については認識していたが、所属教員はほとんどが理工学部所属であるため、理工学部のFD活動をもって大学院のFD活動も兼ねるという認識であった。
	評価後の改善状況	総合理工学研究科では、大学院の教育・研究に焦点を絞った独自のFD活動を平成 22 年度後期より開始した。現在コースワーク充実と国際化を進める取り組みを始め、これに基づいて平成 23 年度は 6 月 22 日に FD セミナーを開催した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 18-1 大学院自己点検・評価委員会議議事録（平成 23 年 3 月 16 日） 資料 18-2 大学院 FD 研究集会案内（平成 23 年 6 月 22 日）	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

芸術学研究科

No.	種 別	内 容
19	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 4) 法学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、芸術学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業技術研究科においては、組織的な FD 活動が行われておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	当時は修士論文中間発表会や修士論文発表会をし、論文指導の改善には取り組んでいたが、院生へのアンケートを実施しておらず、FD 委員会も設置されておらず、授業改善の取り組みは不十分であった。
	評価後の改善状況	平成 20 年度から大学院生に「大学院教育全般」と「修士論文」についてのアンケートを実施し、授業及び修士論文指導の改善に取り組んでいる。アンケートの結果、院生の満足度が高く、芸術学研究科の授業が院生に高く評価されていることが判明した。また平成 22 年度後期から FD 委員会を作り、組織的に大学院の授業改善に取り組んでいる。今後も院生の高い評価を維持できるように、さらに改善していく。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 19-1 院生アンケート及び FD に関する報告書（平成 23 年 3 月 30 日） 資料 19-2 芸術学研究科 FD 委員会委員	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学研究科

No.	種 別	内 容
20	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (2) 教育方法等</p> <p>4) 法学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、文学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業技術研究科においては、組織的な FD 活動が行われておらず、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>生物理工学研究科では、組織的な授業内容と方法の改善を目指した FD 活動の取組みとして学生による授業評価及び学生満足度調査などは実施していなかった。一方、平成 19 年度に採択された文部科学省・組織的な大学院教育改革推進プログラム「社会の要求に応える動物生命工学の実践教育」の教育改革による取組みをきっかけに組織的な FD 活動実施を検討し始めていた。また、当該取組みにおいて、シラバスが各科目で精粗があることから、これについても大学院教育の実質化に伴う改善を検討していた。</p>
	評価後の改善状況	<p>平成 20 年度から全専攻において新入生に対する履修ガイダンスを組織的に実施した。また、生物理工学部と共同して、平成 21 年度から体系的な FD 活動を実施し、全教員が従来の授業評価アンケートに加えてアンケートに対するリフレクションペーパーの作成、教員相互の授業参観の実施とそのリフレクションペーパー作成を行っている。さらには、平成 22 年度からは、新任教員の研修会も開催した。</p> <p>大学院教育の実質化を進める文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」の取組みを</p>

	<p>通じて、平成 22 年度からは、研究科の全ての専攻の学生を対象に必修科目として「インターフェース分野別専門家特別講義」を開講し、大学院カリキュラム全体の講義アンケートを実施して、大学院講義改善の資料として活用している。また、当該取組みにおいて平成 22 年度に実施した事後評価では、「外部委員による評価を毎年実施することにより、大学院教育の改善充実への努力が進められており、今後も改善への工夫が続くと期待される。」と評価された。授業の充実の 1 つとして、大学院のシラバスでは、平成 23 年度から授業概要・方法等、学習・教育目標及び到達目標、授業計画の項目・内容、授業時間外に必要な学修、教科書、参考文献、関連科目、成績評価方法および基準、研究室・メールアドレス、オフィスアワー、履修条件、その他（学生に対する要望・注意等）の 12 項目を明記し、その内容の充実を図っている。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
資料 20-1 文部科学省・組織的な大学院教育改革推進プログラム「社会の要求に応える動物生命工学の実践教育」活動報告書（平成 19 年度・平成 20 年度・平成 21 年度）	
資料 20-2 組織的な大学院教育改革推進プログラム 平成 19 年度採択プログラム事後評価結果について	
資料 20-3 平成 21 年度生物理工学部 F D 活動報告書	
資料 20-4 平成 22 年度生物理工学部 F D 活動報告書	
資料 20-5 平成 23 年度大学院生物理工学研究科履修要項	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

システム工学研究科

No.	種 別	内 容
21	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 4) 法学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、文芸学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業技術研究科においては、組織的な FD 活動が行われておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学院教育の改善案を教員間で話し合う機会を多くもつ、あるいは学部の FD 活動に参加するなど、個別の活動は各クラスタで実施していたが、組織的な取り組みには至っていなかった。
	評価後の改善状況	システム工学研究科では、(1)平成 19 年 6 月に、大学院教育の実質化に向けた改革を行うことを目的に、システム工学研究科改革委員会を設置し(資料 21-1)、組織的議論に着手している(資料 21-2)。(2)平成 21 年 4 月からは教育推進センター内 FD 活動推進部門の中でも、大学院 FD 委員を通じて工学部の FD 活動と同調・連携した活動を行っている(資料 21-3)。(3)平成 19 年からは例年、工学部及び大学院教員全員を対象に開催している FD 教員研修会においても、大学院に関する教育・研究指導方法の改善について研修を行っている(資料 21-4)。(4)次いで年度当初には全教員・全職員を対象にシステム工学研究科の運営方針を説明し、周知を行っている(資料 21-5)。これらの内容は毎年、継続して報告書として公開している(資料 21-4、21-5)。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 21-1 平成 19 年度第 2 回大学院システム工学研究科委員会議事次第	

	(平成 19 年 6 月 23 日)、大学院システム工学研究科改革委員会内規、大学院システム工学工学研究科学生増対策委員会内規 資料 21-2 平成 19 年度第 1 回大学院システム工学研究科学生増対策委員会・改革委員会議事次第、大学院システム工学研究科改革委員会の活動（メモ案）、大学院システム工学研究科学生増対策委員会の目標（メモ案）、大学院システム工学研究科学生増対策委員会・改革委員会議事録（平成 19 年 7 月 26 日） 資料 21-3 FD 活動推進部門 所員（委員）一覧（2009 年 4 月 1 日） 資料 21-4 教育システム改善委員会 平成 19 年 FD 小委員会報告書（目次）近畿大学工学部（平成 19 年 12 月 20 日発行） 資料 21-5 平成 20、21、22 年 FD 活動報告書（目次）近畿大学工学部・大学院システム工学研究科（平成 20 年 12 月 20 日、平成 21 年 12 月、平成 22 年 11 月発行）
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業技術研究科

No.	種 別	内 容
22	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (2) 教育方法等 4) 法学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、文学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業技術研究科においては、組織的な FD 活動が行われておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学部担当教員の 8 割以上が大学院担当教員を兼ねる本研究科にあって、これまで学部と一体となった FD 活動を展開しており、研究科単独の FD 活動は弱かった。
	評価後の改善状況	学生の教育や精神的なケア等の学部と共に課題については、これまでと同様に学部と一体となった FD 活動を行っている。研究科単独としては、大学院の実質化に関する課題（学位審査プロセスの明確化）について、指導体制や研究指導、審査記録をグループウェアとして全教員が共有する方法について研修会（平成 21 年 5 月）を行うとともに、専攻幹事会で検討を行って、平成 22 年度より全専攻の学生に共通な基礎科目の修得を新たに義務づけるなど随時改善を図っている。今後、組織的な教育・研究の在り方について、教材作成に関する技術講習会等を行う予定である。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 22-1 産業理工学部・大学院産業技術研究科 FD 教員研修会の案内（平成 21 年 3 月 17 日） 資料 22-2 大学院産業技術研究科 FD 教員研修会の案内（平成 21 年 5 月 28 日） 資料 22-3 産業技術研究科：2009 大学院履修要項 授業科目一覧	<大学基準協会使用欄>

	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称　近畿大学（評価申請年度　平成 19 年度）

1. 助言について

法学研究科

No.	種 别	内 容
23	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定</p> <p>1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>近畿大学学位規程が存在し、修士の学位を取得するための具体的な手続や学位授与の基準については、その第2章（第7条から第13条）において、修士論文の提出、審査、最終試験、修士論文合格基準、審査の時期、合否の決定等の詳細が定められている。また、博士の学位を取得するための具体的な手續や学位授与の基準については、その第3章（第14条から第31条）において、それらにつき詳細に定めている。そして、この規程は、毎年入学時のガイダンスにおいて院生に配布される『大学院法学研究科履修要項』に掲載されていた。さらに、各院生に対しては、指導教授による論文指導に際して、こうしたことを含めて、個別的な指導が徹底されていた。</p> <p>その結果、評価当時の直近2年間においては、在学する院生の全員が修士の学位を取得していた。ただし、博士課程在籍者が極めて少なかったため、残念ながら評価当時の6年間で博士の学位を取得した者はいなかったが、平成8年と平成9年に1名ずつ計2名の学位取得者が存在してい</p>

	た。
評価後の改善状況	学位審査の透明性・客観性をさらに高めるため、学位授与基準等を4月上旬に開催される大学院入学時ガイダンスで説明し、周知徹底を図っている。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 23-1 平成 23 年度大学院法学研究科履修要項	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

商学研究科

No.	種 別	内 容
24	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定</p> <p>1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>近畿大学大学院学則、近畿大学学位規程が定められている。商学研究科では、博士前期課程及び博士後期課程の両課程の在籍者に学位授与の要件と手続を規定した近畿大学学位規程及び商学研究科内規を毎年度の開始時にシラバスとともに開示していた。しかし、学位審査の透明性・客觀性を高めるための学位審査方針等のガイドライン等は規定されていなかった。</p>
	評価後の改善状況	<p>商学研究科では、平成 16 年度から近畿大学大学院学則、近畿大学学位規程のみならず、学位取得に関する運用規則も、大学院履修要項に記載している。</p> <p>学位取得に関する事項については、学位審査の透明性・客觀性を高めるための一環として、平成 22 年 1 月に商学研究科委員会：商学研究科指導教員会議に関する内規と商学研究科「博士後期課程」指導教員会議に関する内規を定め、それに基づいて審議が行われている。</p> <p>博士後期課程の到達目標と研究指導体制については、「博士論文計画書と外国語の学力等に關</p>

	<p>する検定試験についての内規」が平成 22 年 1 月に定められ、実施されている。課程博士としての学位申請者は、公開された論文 3 篇以上、学会での研究報告 2 回以上の研究実績が要求される。論文作成指導方針に関しては、論文提出前に、公聴会や事前報告を行うことが必要とされ、公聴会等で得られた意見が論文作成に活かされている。学位審査方針としては、指導教授を主査とし、2 名の副主査により審査することが、平成 22 年 1 月に商学研究科委員会：博士後期課程指導教員会議で確認され、実施されている。</p> <p>なお、商学研究科では、平成 23 年 3 月に、課程博士：学位 博士（商学）が 4 名の者に授与された。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
資料 24-1 商学研究科委員会 商学研究科指導教員会議に関する内規（平成 22 年 1 月 20 日改定）	
資料 24-2 商学研究科委員会 商学研究科「博士課程後期課程」指導教員会議に関する内規（平成 22 年 1 月 20 日改定）	
資料 24-3 博士論文計画書と外国語の学力等に関する検定試験についての内規（平成 22 年 1 月 20 日施行）	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学研究科

No.	種 別	内 容
25	基準項目 指摘事項 評価当時の状況 評価後の改善状況	<p>1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定</p> <p>1) 学位審査の透明性・客観性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。</p> <p>学位審査の透明性、客観性については、「経済学研究科履修要項」に「近畿大学学位規程」と「学位（修士）論文に関する細則」、「博士学位の授与手続に関する内規」で学位授与基準やガイドラインを記載しているにすぎなかった。</p> <p>年度当初の院生全体の履修指導だけでなく、指導教授の演習において、以下の方針を院生に周知徹底するようにした。第1に研究能力や高度な専門職に就く能力をめざし、第2に演習担当者と講義担当者が分担して深い学識を授け、第3に論文指導では、指導教員だけでなく、他の教員も補助をするように努め、また、学位審査方針は近畿大学学位規程に従い、審査委員会の構成は、経済学研究科委員会メンバーが、主査、副主査を分担し、他研究科委員も副主査に参加するようにした。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 25-1 平成 22 年度経済学研究科履修要項 18-21 頁	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	

	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5
--	------------	---	---	---	---	---

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

総合理工学研究科

No.	種 別	内 容
26	基準項目 指摘事項 評価当時の状況 評価後の改善状況	<p>1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定</p> <p>1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。</p> <p>総合理工学研究科では平成 18 年に博士論文の提出条件に関する内規を定め、それを基に学則に従って学位審査を行っていたが、ガイドラインの制定など学生への周知は徹底されていなかった。</p> <p>近畿大学大学院では研究科毎にアドミッショニポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定め、それに基づく研究指導を平成 23 年度より開始した。総合理工学研究科では平成 23 年度から博士前期課程の学生に学位取得のための過程図を、また博士後期課程の学生に博士論文の提出条件を配付し、学位取得への道筋を明確化した。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 26-1 大学院教務委員会議事録（平成 23 年 3 月 19 日）、入学から学位授与までの過程（平成 23 年 4 月配付）、博士論文の提出条件に関する内規（平成 18 年 8 月 28 日）	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

薬学研究科

No.	種 別	内 容
27	基準項目 指摘事項	<p>1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定</p> <p>1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>毎年 4 月に大学院研究科長と複数の事務部職員とともに、「履修要項及び授業計画」という大学院薬学研究科の冊子を用いて履修説明会を行っていた。履修内容を理解させるという目標を達成するために、事務部窓口で説明を受けられるように配慮していた。しかし、学位授与基準の具体的な周知については不十分な面もあり、必ずしも確実・明確に周知していたとはいえない部分もあった。</p>
	評価後の改善状況	<p>平成 24 年度設置予定の薬科学専攻博士後期課程と薬学専攻博士課程の届出を本年度中に行う予定であるため、既に、学生への情報提供の徹底を目的として、修士・博士の学位授与基準・ガイドラインを作成しているので、これらを用いて平成 24 年度以降に入学する学生には情報を明確に提示する予定である。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 27-1 大学院薬学研究科薬科学専攻博士前期課程における学位授与基準 (平成 23 年 3 月 16 日制定) 資料 27-2 大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程における学位授与基準	

	(平成 23 年 3 月 16 日制定) 資料 27-3 大学院薬学研究科薬学専攻博士課程における学位授与基準 (平成 23 年 3 月 16 日制定)
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学研究科

No.	種 別	内 容
28	基準項目	1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。
	評価当時の状況	学位取得に関する運用規則については、近畿大学大学院学則、近畿大学学位規程に定められている。文芸学研究科では、在籍者に学位授与の要件と手続きを規定した近畿大学学位規程及び文芸学研究科履修要項を年度初めに開示されていた。しかし、学位審査の透明性・客觀性を高めるための学位審査方針等のガイドライン等は規定されていなかった。
	評価後の改善状況	評価後は学位審査の透明性・客觀性を高めるために、年度初めのガイダンスで全院生に研究指導体制を説明している。また、「修士学位審査に係る行事日程」を作成して、平成 23 年度からは全院生に配布することにより、研究指導体制や学位審査過程等を全院生に周知している。今後は、院生に分かりやすい学位審査基準やガイドラインを制定できるように努力していく。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	28-1 修士学位審査に係る行事日程	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	

	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

農学研究科

No.	種 別	内 容
29	基準項目	1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。
	評価当時の状況	近畿大学学位規程として学位授与基準は制定されていたが、大学院生に対するそれらの説明は指導教員が個々に行っており、その周知について、組織的な取り組みとしては徹底していない部分があった。
	評価後の改善状況	シラバスの充実を行い、学位審査の透明性・客觀性をさらに高めるため、学位授与基準や到達目標を4月上旬に開催される大学院入学時ガイダンスで説明し、周知徹底を図っている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 29-1 2010 年度大学院農学研究科履修要項および授業計画	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

医学研究科

No.	種 別	内 容
30	基準項目	1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。
	評価当時の状況	毎年医学研究科新入生に対して研究科の履修要項にあたる大学院医学研究科便覧を配布し、担当教員から直接、修了予定者の論文提出手続の方法や注意を行っていた。この医学研究科便覧には博士の学位を取得するための手続きや学位授与基準について詳細に明示した「近畿大学学位規程」を記載している。（当該個所：第 14 条～第 31 条）また、医学研究科の学位論文審査方法を定めた「学位審査に関する申し合わせ」も併せて記載している。
	評価後の改善状況	今後は医学研究科便覧の配布は勿論だが、博士課程在籍者に対して学位授与基準を周知徹底するため、便覧のみの配布・注意だけでなく、平成 23 年度からは Web 上で公開することを検討している。また担当教員ばかりではなく、医学部学務課の事務担当者が学位審査に係る窓口相談を積極的に行うようにしている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	資料 30-1 近畿大学大学院医学研究科便覧	
	<大学基準協会使用欄>	

	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学研究科

No.	種 別	内 容
31	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定 1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。
	評価当時の状況	学位審査は、修了年度末に公聴会という形で研究科内公表され、教員が率先して質疑応答を行っていた。また、その内容を含め、研究科委員会では、主査から論文要旨、審査内容等が細かく報告され審査されていた。しかしながら、学位授与基準は、専攻毎に独自の基準を設けて運用されているが、在籍学生への十分な周知ができていなかった。
	評価後の改善状況	研究科の博士前期（修士）課程および修士課程の公聴会では各専攻において平成 19 年度から内規を設け、最終試験として厳格な口頭試問を実施している。また、各指導教員に一任していた博士学位の基準の説明は、学位基準等を各専攻で取り決め、平成 23 年度からは、4 月に行う履修ガイダンスにおいて学位授与方針・要件を周知し、組織的に実施した。また、平成 23 年度から大学院生物理工学研究科履修要項において学位論文審査の日程に関する情報を明文化した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 31-1 博士前期課程（修士）課程論文公聴会の開催案内（平成 20 年度・	

	平成 21 年度・平成 22 年度) 資料 31-2 近畿大学大学院生物理工学研究科生物工学専攻学位授与基準に関する内規（平成 19 年 4 月 1 日施行） 資料 31-3 近畿大学大学院生物理工学研究科電子システム情報工学専攻学位授与基準に関する内規（平成 19 年 4 月 1 日施行） 資料 20-5 平成 23 年度大学院生物理工学研究科履修要項
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

システム工学研究科

No.	種 別	内 容
32	基準項目	1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。
	評価当時の状況	博士後期課程の学位授与については、システム工学研究科の理念と目的に則って学位授与に関する学位授与基準を策定し、明文化して学生に周知していた。しかし、博士前期課程の研究科委員会運営規程とクラスタ担当会議運営内規は制定されていたが、学位授与基準は明文化できていなかつた。
	評価後の改善状況	近畿大学の「大学院学則」さらには「学位規程」を基に、博士前期課程の学位授与基準とガイドラインは平成 23 年度中をめどに、現在策定中（資料 32-1、資料 32-4、資料 32-5）である。 なお、現在は、学位合格基準やガイドラインは、「履修要項と授業計画（資料 32-2）」と併せて「ガイダンス資料（資料 32-3）」を示し、年度開始時のガイダンスで各クラスタ担当及び大学院教務委員から説明・周知を行っている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	資料 32-1 平成 22 年度第 4 回大学院システム工学研究科委員会議事次第（平成 22 年 7 月 29 日） 資料 32-2 履修要項および授業計画（平成 23 年度）近畿大学大学院システム

	工学研究科 資料 32-3 平成 23 年度大学院システム工学研究科ガイダンス資料（抜粋） 資料 32-4 平成 23 年度第 1 回大学院システム工学研究科委員会議事次第（平成 23 年 4 月 1 日） 資料 32-5 平成 23 年度第 1 回システム工学研究科クラスタ担当会議議事次第（平成 23 年 4 月 18 日）
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業技術研究科

No.	種 別	内 容
33	基準項目 指摘事項	1 教育内容・方法 (3) 学位授与・課程修了の認定 1) 学位審査の透明性・客觀性を高めるため、博士前期（修士課程）・後期課程の到達目標、研究指導体制、論文作成指導方針、学位審査方針、審査委員会の構成（主査、副査委員、外部委員等、指導教授の立場等）などの学位授与基準やガイドラインを制定し、学生に確実に周知することが望まれる。
	評価当時の状況	当時は、近畿大学学位規程、近畿大学大学院学則、近畿大学大学院「学位論文審査に関する手引き-修士論文の提出-」、近畿大学大学院「学位論文審査に関する手引き-博士論文の提出-」に準拠して、学位授与や課程修了の認定を行っていた。しかし、研究指導体制や論文作成指導方針等のガイドラインを学生に明確に周知するまでには至っていなかった。
	評価後の改善状況	研究科や各専攻の「理念・目的」やアドミッションポリシーを明示するとともに、入学時のガイダンス配付資料で博士前期課程と後期課程の目標を明確にしている。また、学位授与へと導く教育のプロセスを踏まえた適切な教育・研究指導を実践する観点から、平成 21 年 4 月に発刊した冊子「学位審査に関する細則と様式」で、複数教員による研究指導体制、論文作成指導体制、学位審査方法、審査委員会の構成（主査、副主査、副査、外部審査委員）などの学位授与基準やガイドラインを明確にするとともに、学位審査に係る年間行事日程を明確にして、年度初めのガイダンスで学

	生に周知を図っている。さらに現在、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを全学的に開示すべく検討を進めている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 33-1 近畿大学大学院 産業技術研究科HP 資料 33-2 産業技術研究科 理念・目的・目標・アドミッションポリシー 資料 33-3 近畿大学大学院産業技術研究科 冊子「学位審査に関する細則と様式」(抜粋添付版) 資料 33-4 産業技術研究科 3つのポリシー回答案
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学部

No.	種 別	内 容																																	
34	基準項目 指摘事項	2 学生の受け入れ 1) 法学部は、法律学科(昼間主コース)、政策法学科(昼間主コース)とともに、入学定員に対する入学者数比率(過去 5 年平均)が 1.30、1.29、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.26、1.31 と高いので、改善が望まれる。																																	
	評価当時の状況	平成18年度、法学部昼間主コースの入学定員、収容定員および在籍学生総数並びに収容定員に対する在籍学生数比率および入学定員に対する入学者数比率は下表のとおりである(平成19年度近畿大学自己点検・評価報告書p. 565および同基礎データ p. 133(表13), p. 215(表14))。 なお、昼間主コースと夜間主コースを合わせた法学部全体では、平成18年度の在籍学生比率は1.20であった(同上)。																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>昼間コース</th> <th>収容定員(A)</th> <th>在籍学生(B)</th> <th>収容比率(B/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律学科</td> <td>1310</td> <td>1649</td> <td>1.26</td> </tr> <tr> <td>政策法学科</td> <td>990</td> <td>1292</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2300</td> <td>2941</td> <td>1.28</td> </tr> </tbody> </table>	昼間コース	収容定員(A)	在籍学生(B)	収容比率(B/A)	法律学科	1310	1649	1.26	政策法学科	990	1292	1.31	合計	2300	2941	1.28	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>昼間コース</th> <th>入学定員(C)</th> <th>入学者数(D)</th> <th>入学者数比率(D/C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律学科</td> <td>350</td> <td>420</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>政策法学科</td> <td>250</td> <td>319</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>600</td> <td>739</td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table>	昼間コース	入学定員(C)	入学者数(D)	入学者数比率(D/C)	法律学科	350	420	1.20	政策法学科	250	319	1.28	合計	600	739	1.23
昼間コース	収容定員(A)	在籍学生(B)	収容比率(B/A)																																
法律学科	1310	1649	1.26																																
政策法学科	990	1292	1.31																																
合計	2300	2941	1.28																																
昼間コース	入学定員(C)	入学者数(D)	入学者数比率(D/C)																																
法律学科	350	420	1.20																																
政策法学科	250	319	1.28																																
合計	600	739	1.23																																

	評価後の改善状況	<p>在籍学生数比率については、平成 19 年度入学生数が高かったために全体を引き上げたことが認められるが、当該年度入学生は平成 23 年 3 月に卒業を済ませており、改善されている。これによって平成 23 年 5 月現在の比率は、定員 2720 名に対して 1.16 であった。下表は、平成 23 年 5 月 1 日現在の法学部学科・男女別在籍者数の分布を表したものである(なお、昼間・夜間の区分は平成 20 年度に廃止された)。</p> <p>平成 19 年度入学生的例に見られたように單一学年であっても入学者数が多くなると在籍者数に影響を及ぼすことを重視し、慎重に入学試験の合否判定を進めることに努めてきた。具体的には、入学生数について収容定員の 1.20 倍以内に収めることを目標として合否判定を執行しており、最近 3 年間はこの目標を達成してきた。平成 21 年ないし 23 年各 5 月 1 日における入学生数の定員比率は各 1.13、1.17、1.08 倍である(下表参照)。</p> <p style="text-align: center;">法学部学科・性別別入学者・在籍者数一覧 (平成 23 年 5 月 1 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th>入学者 (上段: 法律 学科, 中段: 政策法学科, 下段: 学部)</th> <th>299</th> <th>118</th> <th>417</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>246</td> <td>69</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td></td> <td>545</td> <td>187</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>1 ~ 4 年計 (上段: 法律 学科, 中段: 政策法学科, 下段: 学部)</td> <td>1386</td> <td>413</td> <td>1799</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1070</td> <td>292</td> <td>1362</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2456</td> <td>705</td> <td>3161</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">法学部最近 3 カ年の入学者と定員比率一覧</p>					入学者 (上段: 法律 学科, 中段: 政策法学科, 下段: 学部)	299	118	417		246	69	315		545	187	732	1 ~ 4 年計 (上段: 法律 学科, 中段: 政策法学科, 下段: 学部)	1386	413	1799		1070	292	1362		2456	705	3161
入学者 (上段: 法律 学科, 中段: 政策法学科, 下段: 学部)	299	118	417																											
	246	69	315																											
	545	187	732																											
1 ~ 4 年計 (上段: 法律 学科, 中段: 政策法学科, 下段: 学部)	1386	413	1799																											
	1070	292	1362																											
	2456	705	3161																											

		(平成 23 年 5 月 1 日現在)			
平成 23 年度		732	680	1. 08	
平成 22 年度		796	680	1. 17	
平成 21 年度		767	680	1. 13	
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
資料 34-1 学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数（平成 23 年 5 月 1 日現在、平成 22 年 5 月 1 日現在、平成 21 年 5 月 1 日現在、平成 20 年 5 月 1 日現在、平成 19 年 5 月 1 日現在）					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定		1	2	3	4
					5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

工学部

No.	種 別	内 容
35	基準項目	2 学生の受け入れ
	指摘事項	2) 工学部は、入学定員に対する入学者数比率(過去 5 年平均)が 1.21 で、実技、実習科目の多い学部としては高いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	工学部では、18 歳人口の減少に伴い、全国的な志願者数の減少のなか、アドミッション・ポリシーに合致する学生募集をするため、多様な入試制度の改革を実施していた。また、入学定員を変更させた等の複数の要因によって、入学定員に対する入学者比率が高くなっていた。
	評価後の改善状況	18 歳人口の減少幅が少なくなり、志願者数も改善傾向となった。工学部では、入学者の定着率を過去の情報等を精査して見直しを行った。平成 21 年度は入学者の定員超過率が高くなったが、その後、入学者数の抑制に努め、入学者比率(過去 5 年平均)は 1.17 に改善された。(資料 35-1)。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 35-1 工学部学生定員超過率(平成 22 年度から平成 18 年度までの過去 5 年平均)	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学部

No.	種 別	内 容																			
36	基準項目	2 学生の受け入れ																			
	指摘事項	3) 文芸学部芸術学科は、入学定員に対する入学者数比率(過去 5 年間平均)が 1.26 で、実技科目の多い芸術系の学科としては高いので、改善が望まれる。																			
	評価当時の状況	平成 19 年度の受審時には、入学定員に対する比率が 1.41、1.27、1.12、1.39、1.10（平成 14 年～平成 18 年）となっており、過去 5 年間の平均が 1.26 であった。																			
	評価後の改善状況	本学部においては、助言を受けて以降、芸術学科の入学者の是正に努め、平成 23 年度においては入学定員に対する入学者数比率が 1.18 倍と改善した。実技系学科の学生に対する手厚い教育の必要性に鑑み、適正な入学者数比率を維持するため、今後も適切な定員管理を行っていく。																			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>入学定員</th><th>入学者数</th><th>定員超過率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23 年度</td><td>100 名</td><td>118 名</td><td>1.18</td></tr> <tr> <td>22 年度</td><td>100 名</td><td>119 名</td><td>1.19</td></tr> <tr> <td>21 年度</td><td>100 名</td><td>138 名</td><td>1.38</td></tr> </tbody> </table>				年 度	入学定員	入学者数	定員超過率	23 年度	100 名	118 名	1.18	22 年度	100 名	119 名	1.19	21 年度	100 名	138 名	1.38
年 度	入学定員	入学者数	定員超過率																		
23 年度	100 名	118 名	1.18																		
22 年度	100 名	119 名	1.19																		
21 年度	100 名	138 名	1.38																		
		改善状況を示す具体的な根拠・データ等																			
		資料 36-1 学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数（平成 23 年 5 月 1 日現在）																			
		<大学基準協会使用欄>																			
	検討所見																				
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5															

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

医学部

No.	種 別	内 容
37	基準項目	2 学生の受け入れ
	指摘事項	4) 医学部は、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.08 と定員超過しており、改善が望まれる。
	評価当時の状況	評価申請時の収容定員超過率は、定員 570 名に対して、在学者数 617 名で、1.08 倍となる。
	評価後の改善状況	指摘をいただいた以降、入学者数の是正に努め、平成 23 年 5 月 1 日現在の収容定員超過率は 1.06 と若干改善したが、今後継続して適正な入学定員管理を行う。また収容定員率超過には、高い留年者数が起因するところもあり、今まで以上の指導教員のより細かい学生指導の徹底を図る予定である。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学部

No.	種 別	内 容
38	基準項目 指摘事項	<p>2 学生の受け入れ</p> <p>5) 法学部、薬学部、医学部を除く学部においては、附属校推薦および指定校推薦の入学定員がともにゼロであるにもかかわらず、毎年多数の学生を入学させている。また、経済学部と経営学部では、各種推薦入試による入学者数が当該入学定員の約 2 倍となっている。全学的に推薦入試のあり方、定員の設定・変更、明示を含めた検討・改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>経済学部では、年度による受験者数の変化に対応するため、入試の種類(附属高推薦、指定校推薦、公募推薦入試、その他の推薦入試、その他)毎の入学定員は定めておらず、推薦入試全体で入学定員を設定してきた。そのため、受審時の資料作成において、推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめ、各種推薦入試(附属高推薦、指定校推薦等)はゼロと記載していた。</p> <p>また、推薦入試全体の入学者数の合計は入学定員の 2 倍になっていた。</p> <p>推薦入試と一般入試の募集定員の割合は 35% 対 65% であるが、平成 17 年度入試の実績としては推薦入試 52% に対して一般入試が 48% という結果であり、平成 18 年度については 37% と 63% となっている。(その他入試は除外した) 平成 18 年度入試では改善が見られるが、推薦入試に偏った入学者の構成となっていた。特に総合経済政策学科は推薦入試への依存度が平成 17 年度は約 76%、平成 18 年度は約 72% と極めて高くなっている。</p>

	<p>このような推薦入試の入学者への依存度が高いのは、指定校推薦の受験者の数が平成 17 年度に大きく増加している結果であり、平成 18 年度はわずかに減少しているが、全体の中で突出しているという特徴は維持されている。もっとも総合経済政策学科は平成 15 年度と 16 年度においても推薦入試による入学者の割合が高かつた。</p>
評価後の改善状況	<p>推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめて記載したにもかかわらず、説明書きを記載しなかったのは、記載方法として不十分であった。本学の入試要項等には、推薦入試の募集人員をまとめて記載し、それに含まれる入試制度については、欄外に明示している。</p> <p>推薦入試における定員に対する入学者の比率は平成 18 年度に 202% であった。その後、定員の見直しを行った結果、平成 23 年度には 136% と若干改善した。</p> <p>経済学部では、募集定員と入学実態を合わせるために、推薦入試の定員を推薦入試による実際の入学者数に近付けることと合わせて、一般入試の入学者を増やし一般入試の定員に近付けることを検討していく。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>資料 38-1 平成 23 年度入学試験要項 (P9)</p> <p>資料 38-2 2011Tou ch! 入試ガイド (P7-P8)</p> <p>資料 38-3 入学試験区分別入学志願者数等調査（平成 18 年 5 月 1 日現在）学校法人基礎調査票</p> <p>資料 38-4 入学試験区分別入学志願者数等調査（平成 23 年 5 月 1 日現在）学校法人基礎調査票</p> <p>資料 38-5 入学者と定員の比率</p>
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経営学部

No.	種 別	内 容
39	基準項目 指摘事項	<p>2 学生の受け入れ</p> <p>5) 法学部、薬学部、医学部を除く学部においては、附属校推薦および指定校推薦の入学定員がともにゼロであるにもかかわらず、毎年多数の学生を入学させている。また、経済学部と経営学部では、各種推薦入試による入学者数が当該入学定員の約 2 倍となっている。全学的に推薦入試のあり方、定員の設定・変更、明示を含めた検討・改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>経営学部では、年度による受験者数の変化に対応するため、入試の種類(附属高推薦、指定校推薦、公募推薦入試、その他の推薦入試、その他)毎の入学定員は定めておらず、推薦入試全体で入学定員を設定している。そのため、受審時の資料作成において、推薦入学定員を公募推薦入試欄にまとめ、附属高推薦、指定校推薦等はゼロと記載していた。また学部内において受審時に提出した大学基礎データを再点検した結果、データに重大な記載ミスがあった。一部修正をする。</p>
	評価後の改善状況	<p>推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめて記載したにもかかわらず、説明書を記載しなかったのは、記載方法として不十分であった。</p> <p>本学の入試要項等には推薦入試の募集人員をまとめて記載し、それに含まれる入試制度については欄外に明示している。受審時に提出した「大学基礎データ III 学生の受け入れ 1 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移」において本来はスポーツ推薦入試の入学定員は公募推薦入試欄にまとめて記載すべきところ、誤って「その</p>

	<p>他」の欄に入学定員を記載していた。また今後は学部内での事前点検を強化し、再度このようなことのないように慎重に資料を作成していく。</p> <p>指摘のあった推薦入試入学定員に対する入学者の比率は、修正後の数値を基にして集計した結果、平成 18 年度は 140% であった。平成 23 年については受験者の入試動向に関するデータ分析から推薦入試で優秀な学生の確保をしたため 150% となった。今後は、推薦入試のあり方について再検討するとともに、定着率に十分注意し、適正な推薦入試の入学定員を確保するよう努めたい。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
資料 38-1 平成 23 年度入学試験要項 (P9)	
資料 38-2 2011Touch!入試ガイド (P7-P8)	
資料 39-1 入学試験区分別入学志願者数等調査（平成 18 年 5 月 1 日現在）学校法人基礎調査票	
資料 39-2 入学試験区分別入学志願者数等調査（平成 23 年 5 月 1 日現在）学校法人基礎調査票	
資料 39-3 経営学部 入学者数と定員の比率	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

理工学部

No.	種 別	内 容
40	基準項目 指摘事項	<p>2 学生の受け入れ</p> <p>5) 法学部、薬学部、医学部を除く学部においては、附属校推薦および指定校推薦の入学定員がともにゼロであるにもかかわらず、毎年多数の学生を入学させている。また、経済学部と経営学部では、各種推薦入試による入学者数が当該入学定員の約 2 倍となっている。全学的に推薦入試のあり方、定員の設定・変更、明示を含めた検討・改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>推薦入試の細目（附属校推薦、指定校推薦、公募推薦）に関しては、年度ごとに志願者の変動があるため、推薦入試全体で入学定員を定め、変動はこの中で吸収する形で運用していた。このため、評価申請の資料には、公募推薦入試欄に推薦入試全体の定員を記し、他の細目ごとの定員を 0 と記載していた。受審資料の記載方法としては誤解を招く不適切なものであった。</p>
	評価後の改善状況	<p>本学の入試要項等には、推薦入試の募集人員をまとめて記載しているものの、それに含まれる入試制度については、欄外に明示している。今後は、本学の入試要項に準じた項目を記載することなどを検討したい。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 38-1 平成 23 年度入学試験要項 (P9) 資料 38-2 2011Touch!入試ガイド (P7-P8)	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学部

No.	種 别	内 容
41	基準項目 指摘事項	2 学生の受け入れ 5) 法学部、薬学部、医学部を除く学部においては、附属校推薦および指定校推薦の入学定員がともにゼロであるにもかかわらず、毎年多数の学生を入学させている。また、経済学部と経営学部では、各種推薦入試による入学者数が当該入学定員の約 2 倍となっている。全学的に推薦入試のあり方、定員の設定・変更、明示を含めた検討・改善が望まれる。
	評価当時の状況	文芸学部では、入試の種類（附属高推薦、指定校推薦、公募推薦入試、他の推薦入試、その他）毎の入学定員は定めておらず、推薦入試全体で入学定員を設定している。そのため、受審時の資料作成において、推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめ、各種推薦入試（附属高推薦、指定校推薦等）はゼロと記載していた。
	評価後の改善状況	推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめた記載したにもかかわらず、説明書きを記載しなかったのは、記載方法として不十分であった。本学の入試要項等には、推薦入試の募集人員をまとめて記載し、それに含まれる入試制度については、欄外に明示している。今後は、社会入試やスポーツ推薦入試なども含め、本学の入試要項に準じた項目を記載することなどを検討したい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 38-1 平成 23 年度入学試験要項 (P9) 資料 38-2 2011Touch! 入試ガイド (P7-P8)	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	

	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

農学部

No.	種 別	内 容
42	基準項目 指摘事項	2 学生の受け入れ 5) 法学部、薬学部、医学部を除く学部においては、附属校推薦および指定校推薦の入学定員がともにゼロであるにもかかわらず、毎年多数の学生を入学させている。また、経済学部と経営学部では、各種推薦入試による入学者数が当該入学定員の約 2 倍となっている。全学的に推薦入試のあり方、定員の設定・変更、明示を含めた検討・改善が望まれる。
	評価当時の状況	農学部では、入試の種類(附属高推薦、指定校推薦、公募推薦入試、その他の推薦入試、その他)毎の入学定員は定めておらず、推薦入試全体で入学定員を設定している。そのため、受審時の資料作成において、推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめ、各種推薦入試(附属高推薦、指定校推薦等)はゼロと記載していた。
	評価後の改善状況	推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめて記載したにもかかわらず、説明書きを記載しなかったのは、記載方法として不十分であった。本学の入試要項等には、推薦入試の募集人員をまとめて記載し、それに含まれる入試制度については、欄外に明示している。 今後は、本学の入試要項に準じた項目を記載することなどを検討したい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 38-1 平成 23 年度入学試験要項 (P9) 資料 38-2 2011Touch! 入試ガイド (P7-P8)	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	

	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学部

No.	種 別	内 容
43	基準項目 指摘事項	<p>2 学生の受け入れ</p> <p>5) 法学部、薬学部、医学部を除く学部においては、附属校推薦および指定校推薦の入学定員がともにゼロであるにもかかわらず、毎年多数の学生を入学させている。また、経済学部と経営学部では、各種推薦入試による入学者数が当該入学定員の約 2 倍となっている。全学的に推薦入試のあり方、定員の設定・変更、明示を含めた検討・改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>生物理工学部では、年度による受験者数の変化に対応するため、入試の種類(附属高校推薦、指定校推薦、公募推薦入試、その他)毎の入学定員は定めておらず、推薦入試全体で入学定員を設定している。そのため、受審時の資料作成において、推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめ、各種推薦入試(附属高推薦、指定校推薦等)はゼロと記載していた。</p>
	評価後の改善状況	<p>推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめて記載したにもかかわらず、説明書きを記載しなかったのは、記載方法として不十分であった。本学の入試要項等には、推薦入試の募集人員をまとめて記載し、それに含まれる入試制度については、欄外に明示している。</p> <p>今後は、本学の入試要項に準じた項目を記載することなどを検討したい。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 38-1 平成 23 年度入学試験要項 (P9) 資料 38-2 2011Touch!入試ガイド (P7-P8)	<大学基準協会使用欄>

	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

工学部

No.	種 別	内 容
44	基準項目 指摘事項	2 学生の受け入れ 5) 法学部、薬学部、医学部を除く学部においては、附属校推薦および指定校推薦の入学定員がともにゼロであるにもかかわらず、毎年多数の学生を入学させている。また、経済学部と経営学部では、各種推薦入試による入学者数が当該入学定員の約 2 倍となっている。全学的に推薦入試のあり方、定員の設定・変更、明示を含めた検討・改善が望まれる。
	評価当時の状況	工学部では、入試の種類(附属高推薦、指定校推薦、公募推薦入試、その他の推薦入試)による受験者数の変化に対応するため、推薦入試全体で入学定員を設定している。そのため、受審時の資料作成において、推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめ、各種推薦入試(附属高推薦、指定校推薦等)はゼロと記載していた。
	評価後の改善状況	推薦入試入学定員を公募推薦入試欄にまとめて記載したにもかかわらず、説明書きを記載しなかったのは、記載方法として不十分であった。本学の入試要項等には、推薦入試の募集人員をまとめて記載し、それに含まれる入試制度については、欄外に明示している。今後は、本学の入試要項に準じた項目を記載することなどを検討したい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 38-1 平成 23 年度入学試験要項 (P9) 資料 38-2 2011Touch! 入試ガイド (P7-P8)	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	

	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業理工学部

No.	種 別	内 容
45	基準項目 指摘事項	<p>2 学生の受け入れ</p> <p>5) 法学部、薬学部、医学部を除く学部においては、附属校推薦および指定校推薦の入学定員がともにゼロであるにもかかわらず、毎年多数の学生を入学させている。また、経済学部と経営学部では、各種推薦入試による入学者数が当該入学定員の約 2 倍となっている。全学的に推薦入試のあり方、定員の設定・変更、明示を含めた検討・改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	産業理工学部では、入試区分(附属特別推薦、指定校推薦、公募推薦、クラブ活動推薦)毎の募集状況の変化に対応するため入学定員を定めておらず、推薦入試全体で入学定員を設定している。そのため、受審時の資料作成において、推薦入試全体の定員を公募推薦入試欄にまとめ、入試区分ごとの入学定員は明記していなかった。
	評価後の改善状況	産業理工学部では、クラブ活動推薦の募集要項には入学定員を明記し、高校訪問・進学説明会・その他広報活動において周知を図った。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 45-1 平成 24 年度クラブ活動推薦入学試験入試要項	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学研究科

No.	種 別	内 容
46	基準項目 指摘事項	<p>2 学生の受け入れ</p> <p>6) 法学研究科博士後期課程 0.00、商学研究科博士後期課程 0.07、産業技術研究科博士後期課程 0.21、と大学院研究科のこれら課程では定員充足率が著しく低いので、定員の見直しも含めた検討を行い、定員充足に向けた努力が必要である。</p>
	評価当時の状況	<p>博士後期課程の在籍者は 0 名であった。それは、わが国の社会状況として、法学研究科博士後期課程の修了者に対しては、企業や公共団体等に就職する可能性は開かれておらず、おのずと大学教員・研究者になるための道しかなく、進学者が極めて少ないので実状であった。</p>
	評価後の改善状況	<p>法学研究科博士後期課程の定員充足率が著しく低かったのは（平成 19 年度～21 年度は在学生 1 名、平成 22 年度は在籍者 0 名）、法学研究科博士課程後期課程修了者に期待されている社会状況の厳しさだけではなく、それに応じて、本課程の教育目的が大学教員の養成に絞り込んでいることにも大きな原因がある。</p> <p>今般、博士後期課程の教育目的に関して、大学教員・研究者の養成に限定せず、法学・政治学に関する極めて高度な専門的知識を有する実務家やゼネラリストの養成をも視野に入れることを法学研究科委員会で合意するなど、その教育目的を柔軟化・拡大化して、定員充足率を高める検討を試みた。そして、こうした試みの 1 つの成果として、平成 23 年度の博士後期課程の入試において 2 名の合格者を出した。</p>

		平成 19 年度から平成 23 年度までの法学研究博士後期課程の入学者・在籍者数の推移は下表のとおりである。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>入学者数</th><th>在籍者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>平成 21 年度</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>平成 23 年度</td><td>2</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	年度	入学者数	在籍者数	平成 19 年度	1	1	平成 20 年度	0	1	平成 21 年度	0	1	平成 22 年度	0	0	平成 23 年度	2	2
年度	入学者数	在籍者数																		
平成 19 年度	1	1																		
平成 20 年度	0	1																		
平成 21 年度	0	1																		
平成 22 年度	0	0																		
平成 23 年度	2	2																		
		改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 46-1 学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数（平成 22 年 5 月 1 日現在、平成 21 年 5 月 1 日現在、平成 20 年 5 月 1 日現在、平成 19 年 5 月 1 日現在）																		
		<大学基準協会使用欄>																		
	検討所見																			
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5																		

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

商学研究科

No.	種 別	内 容
47	基準項目	2 学生の受け入れ
	指摘事項	6) 法学研究科博士後期課程 0.00、商学研究科博士後期課程 0.07、産業技術研究科博士後期課程 0.21、と大学院研究科のこれら課程では定員充足率が著しく低いので、定員の見直しも含めた検討を行い、定員充足に向けた努力が必要である。
	評価当時の状況	評価当時の商学研究科博士後期課程の学生定員および在籍者数についてみると、定員 5 名（3 年間の定員総計 15 名）に対して、在籍学生数は 1 名という状況であった。
	評価後の改善状況	商学研究科博士後期課程において、最近では、定員充足率は増加する傾向がみられる。平成 19 年 3 月の一般入試で 1 名、平成 20 年 3 月の一般入試で 4 名の入学者があり、平成 22 年度の在籍学生数は 5 名である。商学研究科は、研究生の受け入れ等で、定員充足に向けて努力をしている。研究意欲をもつ学生に対しては、今後も研究生の受け入れを行い、また博士前期課程修了者に対する説明会を実施する予定である。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 47-1 商学研究科（博士前期課程・博士後期課程）大学院学生内訳表（平成 22 年 5 月 1 日現在）	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業技術研究科

No.	種 別	内 容
48	基準項目 指摘事項	2 学生の受け入れ 6) 法学研究科博士後期課程 0.00、商学研究科博士後期課程 0.07、産業技術研究科博士後期課程 0.21、と大学院研究科のこれら課程では定員充足率が著しく低いので、定員の見直しも含めた検討を行い、定員充足に向けた努力が必要である。
	評価当時の状況	博士後期課程は、当時、収容定員 24 名（入学定員 8 名）のうち在籍学生は 5 名で、0.21 の充足率であった。
	評価後の改善状況	定員確保に向けて、留学生も勧誘すべく英文の開講科目内容案内冊子（資料 48-1）を平成 22 年 6 月に発行するなど鋭意努力してきたが、平成 23 年度も 0.21 の充足率と改善されないので、平成 25 年度から入学定員数を 8 名から 2 ~ 3 名程度に削減すべく改組WG を立ち上げて改組準備を進めている。この削減により、0.75~1.13 の充足率が見込まれる。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 48-1 Graduate Programs: Graduate School of Advanced Technology, Kinki Univ. (抜粋添付版) 資料 48-2 平成 22 年 11 月産業技術研究科委員会議事録 [議題 10 改組 WG, 議題 11 改組準備]	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学部

No.	種 別	内 容																																																												
49	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>																																																												
	評価当時の状況	<p>法学部の授業負担は、新任教員の初年度を 3 コマとする例外を除けば、講師 5 コマ、助教授 6 コマ、教授 7 ~ 8 コマを原則としていたが、平成 18 年度において実際は、下表のように(小数点以下切り上げ)、教授で 10 コマ、助教授、講師で 8 コマ担当しなければならない者もいて、必ずしも原則どおりには適用されていなかった(平成 19 年度近畿大学自己点検・評価報告書 P. 853f. 参照)。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="10">週当たり講義・研究演習負担コマ数</th> </tr> <tr> <th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>1</td> </tr> <tr> <td>助教授</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>9</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>講師</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>1</td><td>4</td><td>5</td><td>10</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td><td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、委員会活動などについても、ほとんどの専任教員が、学内および学部内の各種委員会に 2 つ以上所属していた他、文化会・体育会等のクラブ顧問に任じられる者もいた。また、専任教員間での委員会活動負担にもかなりの偏りが認められた(同書 P. 856 参照)。</p>		週当たり講義・研究演習負担コマ数										2	3	4	5	6	7	8	9	10	教授			2	1		3	2	5	1	助教授				1	9	3	3			講師		1	2	3	1		1			計		1	4	5	10	6	6	5	1
	週当たり講義・研究演習負担コマ数																																																													
	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																					
教授			2	1		3	2	5	1																																																					
助教授				1	9	3	3																																																							
講師		1	2	3	1		1																																																							
計		1	4	5	10	6	6	5	1																																																					
	評価後の改善状況	平成 23 年度における法学部専任・特任教員の																																																												

	<p>授業負担コマ数は下表のとおりである(コマ数は前期と後期の平均値を小数点以下切り上げたものによる)。法学部では平成 20 年度よりカリキュラム改訂があり、その完成年度に当たる平成 23 年度に至るまで通年開講クラス(旧カリキュラム)がセメスター開講クラス(新カリキュラム)と並行して走っている。このため、平成 20 年以降この間、旧カリキュラム科目の整理やクラスの統合などによって授業負担の軽減を図ってきた。旧カリキュラムの適用学生が滞留学生のみとなつた平成 23 年度以降、これら学生の遞減とともに授業負担コマ数の減少が見込まれている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">週当たり講義・研究演習負担コマ数</th></tr> <tr> <th></th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10 ～</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>5</td><td>7</td><td>3</td><td>1</td></tr> <tr> <td>准教授</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>9</td><td>7</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>講師</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr> <td>計</td><td>0</td><td>4</td><td>1</td><td>5</td><td>12</td><td>13</td><td>9</td><td>3</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>法学部においては、若手・中堅教員の比率が高いことから、これらの教員に委員会などの管理運営の業務が集中する傾向があると考えており、職位・年齢分布の適正化を通じて解消を図っている。</p> <p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料 49-1 2011 年度法学部専任・特任教員年齢一覧 (2011 年 4 月 1 日現在)</p> <p>資料 49-2 学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数 (平成 22 年 5 月 1 日現在)</p> <p><大学基準協会使用欄></p> <table border="1"> <tr> <td>検討所見</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>改善状況に対する評定</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> </table>	週当たり講義・研究演習負担コマ数											2	3	4	5	6	7	8	9	10 ～	教授	0	0	1	1	3	5	7	3	1	准教授	0	0	0	3	9	7	1	0	0	講師	0	4	0	1	0	1	1	0	2	計	0	4	1	5	12	13	9	3	3	検討所見						改善状況に対する評定	1	2	3	4	5
週当たり講義・研究演習負担コマ数																																																																									
	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ～																																																																
教授	0	0	1	1	3	5	7	3	1																																																																
准教授	0	0	0	3	9	7	1	0	0																																																																
講師	0	4	0	1	0	1	1	0	2																																																																
計	0	4	1	5	12	13	9	3	3																																																																
検討所見																																																																									
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5																																																																				

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学部

No.	種 別	内 容
50	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>
	評価当時の状況	<p>教員の担当コマ数は、教授が平均 8 コマ（最高 11 コマ、最低 3 コマ）、助教授が平均 6.9 コマ（最高 9.5 コマ、最低 5.5 コマ）、講師が平均 7 コマ（最大 7.5 コマ、最低 5.5 コマ）であり、責任コマ数の 5 コマを大きく超えている状況であった。</p> <p>また、学部の運営のための業務（入試業務や各種委員会活動など）に多くの時間を費やしていた。</p> <p>さらに、コンピュータの管理をパソコンの得意な特定の教員に依存しており、大変な過重負担になっていた。</p>
	評価後の改善状況	<p>学内の管理運営業務は増加の一途をたどっているが、これに対して、委員会の整理・統合を行い、少しでも負担軽減になるようにとめた。</p> <p>また、次項でも述べるとおり、外国語担当教員を含んだ教員に対する学生数は平成 18 年度から 61 名強と変化していない。演習が必修化され、少人数教育の充実を推進している。一方で、演習の受講生が各教員 20 名前後 × 2 学年となり、教育に必要な負担は近年増加の傾向にある。</p> <p>教員の負担の平準化については、特に高大連携業務において、平成 22 年度からポイント制を採用しており、以前に比較して業務の平準化がはかられるようになった。</p>

	<p>パソコンの管理は総合情報システム部に移管され、教育用コンピュータの管理の負担は軽減された。また、コンピュータ関連の講義において、ティーチング・アシスタント(TA)を活用し、担当教員の負担の軽減をはかっている。</p> <p>在外派遣研究員制度は、平均して年に1名が利用しており、教員が順次研究時間を確保する体制は整えられている。</p> <p>今後より一層の負担の軽減・平準化と研究時間の確保に努力していきたい。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経営学部

No.	種 別	内 容
51	基準項目 指摘事項	3 研究環境 1)多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	経営学部は、平成 15 年に商経学部から改組して設立された学部である。平成 15 年から 3 年間は、経営学部と商経学部の 2 つのカリキュラムを同時に開講する必要があり、学部全体として平均して 2 コマ程度の負担増が生じ、教授は平均 8 コマ程度を担当する状況であった。また、平成 18 年度からセメスター制度へ移行し、同時に演習以外のすべての科目を 2 単位化した。これにより、教員によっては、商経学部 4 単位科目、経営学部 4 単位科目、新設 2 単位科目のそれぞれについて担当コマ数増が生じた。また、大学方針として経営学部では、スポーツ学生の推薦入試、専門高校の推薦入試、附属高校の専願制推薦入試、指定校推薦入試、一般推薦入試、一般入試前期 A 日程・B 日程、一般後期入試、P C 方式、C 方式等の様々な入試制度が導入され、入試監督等の業務が増加した。
	評価後の改善状況	経営学部では学部内の申し合わせ事項として、1 セメスター当たり、教授 7 コマ、准教授 6 コマ、講師・助教 5 コマと定め、委員会は負担の公平性を考慮した人員配置を行い、改善している。学部運営のための委員会業務については、教務委員会に所属する委員は業務負担が大きいため当該委員会のみ、他の委員会には 2 委員会に所属するよ

	うにしている。入試の試験監督は、事務部により担当回数が偏らないように管理を行い改善した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 51-1 平成 23 年度専門科目教員別担当コマ数の一覧 資料 51-2 経営学部委員会の一覧（任期：平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日）
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

理工学部

No.	種 別	内 容
52	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>
	評価当時の状況	<p>初年時教育（基礎ゼミ 1・2）*、早期の研究室配属体制（卒業研究ゼミナール（3年生後期））など、特に少人数教育の導入による授業担当コマ数の増加に加え、学部常設委員会、日本技術者教育認定機構（JABEE）審査への対応もあり、教育及び教育関連業務、学内運営業務等様々な負担があった。</p> <p>* 基礎ゼミの開始は、平成 16 年度。平成 18 年度より同科目 1・2 による通年開講化。全教員が担当するため、平成 16 年、18 年に半期各 1 コマずつ増加している。</p>
	評価後の改善状況	<p>学科内のコース数削減により、学科として開講する科目数を削減した（平成 23 年度：機械工学科、社会環境工学科）（資料 52-1）。なお、コース削減は平成 23 年度新入生より適用されるため、科目数減少の効果は、平成 24 年度以降となる。</p> <p>また、平成 25 年度から履修登録単位数の上限を下げるに伴い、開講科目そのものを削減する予定である。</p> <p>担当コマ数の平準化についても、検討を進めている。入試業務に関しては、担当時間数の調査により平準化は達成している。</p> <p>学部常設委員会については、適宜その業務内容</p>

	<p>や小委員会の統廃合などの見直しを検討しており、いくつかの委員会で実際に実施されている（資料 52-3）。</p> <p>J A B E E 審査に関しては、殆どの学科で 2 回目あるいは 3 回目の審査を受け、経験不足に伴う混乱や試行錯誤による負担はなくなりつつある。なお、平成 22 年度に受審した 3 学科（機械工学科、電気電子工学科、建築学科（当時））は、いずれも高い評価を得、J A B E E では最長の 6 年認定を受けた。このため、今後 5 年間の受審関連業務は、2 年あるいは 3 年認定を受けていた時期よりもかなり低減されることになる。</p> <p>また、平成 22 年度より、語学教員の理工学部教養・基礎教育部門への分属があり、教育関連業務、学生支援関連業務等を分担してもらっている。</p> <p>以上の結果、大幅な負担低減は実現していないが、徐々に改善の方向に進んでいると考えている。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
資料 52-1 平成 22 年度理工学部履修要項（P17）、平成 23 年度理工学部履修要項（P17）	
資料 52-2 理工学部教務委員会（平成 23 年度・前期第 1 回）議事録（P2、4） 履修単位制限（平成 25 年度より実施予定）について	
資料 52-3 理工学部教務委員会（平成 20 年度・後期第 1 回）議事録（P1、2） 小委員会及び学部諮問委員会（教務関連）の整理	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

薬学部

No.	種 別	内 容
53	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>
	評価当時の状況	<p>各教員の担当科目以外に国家試験に向けた卒業演習講義の実施など、教育上の負荷が大きく、加えて各種委員会の会議、入学試験問題作成、その他事務的処理を遂行するために費やされる時間がが多い。特に医療系科目の教員の実務実習に関わる負担が大きい点が問題となっていた。</p>
	評価後の改善状況	<p>薬剤師養成 6 年制導入に伴うここ数年間の動向として、従来の国家試験対策に加えて O S C E、C B Tなどの共用試験、実務実習関連の業務が飛躍的に増加し、教員の負担は軽減しているとはいえないのが現状である。</p> <p>しかしながら、近畿大学薬学部では、これらの過酷な現状と動向を見据えて、実務のエキスパートである臨床能力に秀でた教員による「臨床薬学部門」、さらに国家試験や共用試験の対策を重点的に担当する「教育専門部門」を設置し、これらの部門の教員層に厚みを持たせる積極的な人員配置を行った。これにより、国家試験・共用試験と実務実習という 6 年制の薬学部にとって、欠かすことのできない教育面のニーズと、研究のバランスを図ることで、教員の専門外の業務の軽減を図った。また、実務実習等の医療機関訪問等の負担（年間平均 1 施設につき 3 回）を他大学に比べて格段に軽減することができたと考えている。</p>

	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 53-1 薬学部教員一覧（平成 22 年 4 月 1 日）、薬学部教員一覧（平成 20 年 4 月 1 日） 資料 53-2 教育部門・臨床部門教員数推移
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学部

No.	種 別	内 容
54	基準項目 指摘事項	3 研究環境 1)多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	大学における教育改革の大きな波の中で、授業以外の教務関連業務の負担が増大した。自己点検・評価報告書の作成、F D活動の企画・実行等もその中に含まれる。教員の担当コマ数は平均週7コマであった。
	評価後の改善状況	教員の負担の平準化・低減は容易ではない課題であり、日常業務としては平成 19 年度と比較して大きな改善は実現されていない。ただし、在外研究制度、研究休暇制度を利用することによって、教員が順次研究時間を確保することは保障されている。負担軽減全般については今後も引き続き、その方策について検討を行う。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

農学部

No.	種 別	内 容
55	基準項目 指摘事項	3 研究環境 1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	評価当時、授業時間数を見ると比較的高い水準にあり、委員会も多数設置されていた。教員が感じる負担の程度は個人によっても差があり、各教員が、教育、研究活動、学部運営にどれだけの時間を割り振り、それを実際どの程度負担と感じているのかは把握できていなかった。また、その結果を改善に結び付けていく仕組みもなかった。
	評価後の改善状況	平成 22 年度、本学部に教養・基礎教育部門が設置されたことにより、共通教養科目、外国語科目の教育に関わる本学部専任教員の間接的な負担がかなり軽減された。また、学部教育におけるティーチングアシスタントも前年度実績等にもとづき計画的に配置している。さらに、在外研究制度、研究休暇制度が制定されており、特に前者については毎年該当者を決めるようにしている。平準化については、特定の教員に過度の負担がかからないよう、委員会委員や入試業務担当等について一覧表を作成し、割り当て回数を平均化している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

医学部

No.	種 別	内 容
56	基準項目	3 研究環境
	指摘事項	1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	医学部の臨床系教員については、診療と教育がありプラス研究ということで、大変負荷がかかっている。
	評価後の改善状況	医学部は、医師が教員として教育を行っているが、教育専属医師や研究専属医師などは存在しない。全国的な医師不足の中、教育・研究・診療を行う医師を、本学部では平成 22 年度から積極的に医師の採用を進め、教育・研究の方に支障がないよう努力をしている。平成 21 年度の教員数が 531 名、平成 22 年度が 555 名である。 臨床研修が必須化されてから、特に基礎系に進んで研究をする医師が不足しており、本学も基礎系教員数が不足するが、さらに高度な教育・研究を進めている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学部

No.	種 別	内 容
57	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>
	評価当時の状況	<p>論文発表状況や大型研究プロジェクトの採択状況などから鑑みて、教員の研究活動を実施するための、研修機会や研究費とも大学としての保証すべき水準をみたしていると判断していた。また、本学部専任教員の授業時間は各学科で適切に配分し研究時間を確保するように考慮していた。平成 19 年度には、すでに各種委員会の担当教員を各学科 2 名体制から 1 名体制へ変更することにより教員の負担軽減を図っていた。</p>
	評価後の改善状況	<p>評価以降、学部内行政へ関与する教員の負担をさらに軽減するために、各種委員会のメール会議を導入するとともに、その業務内容を精査してシステム化することで、教授会への報告及びフィードバックのスピードアップを図り、意思決定の手順を簡略化した。一方、平成 22 年度 4 月に学部・学科改組に伴う業務負担は避けられなかつたが、特に若手教員の負担を軽減したり、入試については職位によらず業務を平均化し、さらに学生募集や就職支援ではアドミッションオフィサー やキャリアカウンセラーを増員・導入したりするなど、各教員の負担を減らす取り組みを組織的に実施している。その結果、全教職員が先進的な教育研究に取り組むモチベーションを高く保ち、科学研究費の申請・採択件数やその他競争的資金の獲</p>

	得は順調で、さらに研究業績も高く維持されている。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 57-1 生物理工学部各種委員会一覧（平成 23 年度版）	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

工学部

No.	種 別	内 容
58	基準項目 指摘事項	3 研究環境 1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	工学部では、平成 17 年度に、管理業務の削減、委員会業務の整理・統合、学部定例業務における担当教員の重点配置等の必要性を洗い出し、第 1 次の改善として、平成 17 年度に 3 つの特別委員会を廃止し、他の委員会に統合した。また、学科単位での授業担当コマ数の平準化を進め、教員の研究活動を支援する体制を準備していた。
	評価後の改善状況	工学部では、「J A B E E 委員会」(特別委員会)と教育システム改善推進委員会の「学生による授業評価小委員会」及び「F D 小委員会」を平成 20 年度設置の工学部教育推進センター F D 活動推進部門に一元化して委員会数を減少させ、業務を軽減した(資料 58-1)。平成 21 年度から、中国経済産業局より招聘した客員教授らと事務職員からなる「社会連携センター」を工業技術研究所内に設置して、产学連携・特許出願審査、競争的資金申請等の業務を補佐し、業務を減少させ、研究支援も行っている(資料 58-2)。研究関係の事務員を平成 22 年度には 3 名に増員して、研究費申請・委託・使用業務を軽減した。平成 22 年度、改組した次世代基盤技術研究所では、研究施設の新設及び設備を導入して研究環境を改善している。関連研究を纏めた 5 分野のセンターを設置して、学内外の関連研究者の交流と協業を進

	め、研究の高度化を図っている（資料 58-2）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 58-1 平成 18 年度工学部例規集「工学部議決機関関係図」、平成 22 年度工学部例規集「工学部議決機関関係図」、工学部教育推進センター規程、工学部 FD 活動推進部門運営内規 資料 58-2 平成 18 年度工業技術研究所運営委員会資料、平成 21 年度工業技術研究所運営委員会資料、次世代基盤技術研究所パンフレット
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業理工学部

No.	種 別	内 容
59	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>
	評価当時の状況	<p>本学部では、当時、学位変更を伴う経営コミュニケーション学科から経営ビジネス学科への変更準備、建築・デザイン学科、情報学科、電気通信工学科の J A B E E 認定技術者教育プログラムの準備、生物環境化学科の食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の準備と全ての学科で教育改善に関する取り組みが進んでいた。そして、それら取り組みに対応する委員会活動や大学教育改革の一環である F D 委員会活動が、従来の委員会組織に追加されて始まった。こうしたことから、授業担当の負担に加えて学内行政に関与する時間が多くなっていた。</p>
	評価後の改善状況	<p>その後、経営ビジネス学科への変更（2008 年度）、J A B E E 認定技術者教育プログラムの認定・登録（2008 年度）、食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の認定登録（2009 年 1 月）が順調に進み、学内行政へ負担も減少しつつある。また、時間の経過と共に新旧カリキュラムの混在から生じる授業担当の負担も軽減されていった。さらに、平成 23 年度には各学科において開講科目の精査を行い、科目数を削減し、教員と学生双方にとって効率的な時間運用が出来るカリキュラム変更を準備中である。併せて、委員会の統廃合や活動内容の見直しを進め、学内行政の負担低</p>

	減に取り組んでいる。現時点では、大幅な平準化・低減は達成されていないが、実質的な研究時間の確保ができるよう今後も継続的に検討していきたい。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 59-1 平成 17 年度および平成 23 年度委員会組織一覧	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学研究科

No.	種 別	内 容
60	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>
	評価当時の状況	<p>専任教員については、一応の基準として、授業負担を学部と研究科を含めて年間 28 単位までを原則とする取り決めがある。しかし、残念ながら、相当数の者（15 名中 7 名）は、この原則的な基準を超過して授業を担当していた。</p> <p>また、学内行政の負担については、研究科と学部の行政を含めて、それが過多にならないように配慮していた。たとえば、委員会の所属については、多忙な委員会の委員は 1 つに限るとする取り決めを設けていたが、2 つ以上の委員会に所属する教員もいた。</p>
	評価後の改善状況	<p>平成 23 年度においては、依然として相当数の専任教員（19 名中 10 名）が、年間 28 単位を超える授業の担当を余儀なくされている。これは、平成 23 年度は、法学部において新カリキュラムへの移行から 5 年目を迎えて、新カリキュラムの完成年度であるとともに、旧カリキュラムが留年生のために残される年度である結果、授業負担が例外的に増大することになったためである。とはいえ、平成 19 年度に年間 28 単位を超えて授業負担をしていた 7 名のうち 6 名についてみれば、たとえ年間 28 単位をまだ超えているとしても（うち 3 名が超えている）、いずれも授業負担数自体は減少する傾向をみせている。</p>

	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 60-1 法学研究科担当専任教員授業担当単位数（平成 19 年度・平成 23 年度）
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

商学研究科

No.	種 別	内 容
61	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>
	評価当時の状況	<p>教員の負担平準化・低減、研究時間の確保の方策の一つとして、サバティカル制度の活用がある。評価当時において、サバティカル制度が平成 17 年度に創設されたものの、海外留学や国内留学は、経営学部が完成年度（平成 18 年度）を迎えていない現況では、この制度が凍結されていた。</p> <p>学部の持ちコマ数は、教授 7 コマであり、授業の負担という教育活動のみならず、各種委員会等を担当する状況にあった。</p>
	評価後の改善状況	<p>経営学部が完成年度（平成 18 年度）を迎えたので、サバティカル制度が実施されている。大学院の授業を担当している教員のうち、2 名の教員がサバティカル制度を利用した。1 名は、平成 19 年 9 月から平成 20 年 3 月までの期間、他の 1 名は平成 21 年 10 月から平成 22 年 2 月までの期間である。</p> <p>大学院担当教員の持ちコマ数については、学部の授業負担を含めて 9 コマ以上の教員が 9 名存在していることから、今後、持ちコマ数の問題の検討を重ねたい。商学研究科は、現在、サバティカル制度の活用をふくめ、学部との連携のもとに、教員数の増加をはかり、改善の努力を行なっている。</p>

	改善状況を示す具体的な根拠・データ等
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学研究科

No.	種 別	内 容
62	基準項目	3 研究環境
	指摘事項	1)多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	当時の授業科目は4単位であり、博士前期課程の院生は2年間で8科目程度の履修で特定の講義に集中し、また、特定の演習に院生が集中していた。
	評価後の改善状況	博士前期課程では、授業科目を分野別に整理し、院生も「理論・計量分析」、「公共政策・産業」、「国際経済・歴史」の分野別に体系的に履修するようになった。また、各担当教員が半年（前期または後期）1科目2単位を担当するセメスター制になったことによって、演習担当者を除く多くの教員が半年の授業科目を開講し、特定の教員に負担が集中しないようになり、教員の負担は平準化し、軽減されるようになった。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 1-1 平成 22 年度経済学研究科履修要項 <大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

総合理工学研究科

No.	種 別	内 容
63	基準項目 指摘事項	<p>3 研究環境</p> <p>1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。</p>
	評価当時の状況	<p>総合理工学研究科では担当教員の殆どは、理工学部の所属であり、初年時教育(基礎ゼミ 1・2)、早期の研究室配属体制(卒業研究ゼミナール(3年生後期))など、特に少人数教育の導入による授業担当コマ数の増加に加え、研究科常設委員会、日本技術者教育認定機構(JABEE)審査への対応もあり、教育及び教育関連業務、学内運営業務等様々な負担があった。</p>
	評価後の改善状況	<p>総合理工学研究科担当教員の所属する理工学部では、学科内のコース数削減により、開講科目数を削減した(機械工学科、社会環境工学科)。なお、コース削減は平成 23 年度新入生より適用されるため、科目数減少の効果は平成 24 年度以降となる。</p> <p>理工学部では、さらに平成 25 年度から履修登録単位数の上限を下げるに伴い、開講科目そのものを削減する予定である。</p> <p>また、担当コマ数の平準化についても検討をすすめている。理工学部の JABEE 審査に関しては、各学科と経験不足に伴う混乱や試行錯誤による負担はなくなりつつある。また平成 22 年度より、語学担当教員の理工学部教養・基礎教育部門への分属があり、教育関連業務、学生支援関連業務等を分担してもらっている。</p>

	以上により、理 工 学 部 で の 業 務 削 減 な ど が す す み、大 幅 な 負 担 低 減 は 実 現 し て い な い が、徐々に 改 善 の 方 向 に す す ん で い る。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 52-1 平成 22 年度理 工 学 部 履 修 要 項 (P17)、平成 23 年度理 工 学 部 履 修 要 項 (P17) 資料 63-1 理 工 学 部 教 務 委 員 会 (平成 23 年度・前 期 第 1 回) 議 事 錄 2 頁 4) 履 修 单 位 制 限 (平成 25 年度より実 施 予 定) に つ い て
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

薬学研究科

No.	種 別	内 容
64	基準項目	3 研究環境
	指摘事項	1)多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	薬学部では、平成 18 年度から 6 年制教育が開始され、国家試験対策を含め学部運営業務が飛躍的に増加する時期であった。
	評価後の改善状況	学部 6 年制が平成 23 年度に完成年次を迎えるとはいえないが、実務のエキスパートである臨床能力に秀でた教員による「臨床薬学部門」、さらに国家試験や共用試験の対策を重点的に担当する「教育専門部門」を設置し、これらの部門の教員層に厚みを持たせる積極的な人員配置を行った。これにより、国家試験・共用試験と実務実習という 6 年制の薬学部にとっては、欠かすことのできない教育面のニーズと、研究のバランスを図ることで、教員の専門外の業務の軽減を図った。また、今後平成 24 年度からの 4 年制学科のカリキュラム変更、引き続いて 6 年制学科のカリキュラム見直しに着手し、さらなる教員負担の平準化・低減に取り組む予定である。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	資料 64-1 平成 24 年度 4 年制学科カリキュラムの方針
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学研究科

No.	種 別	内 容
65	基準項目	3 研究環境
	指摘事項	1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	大学院の教員は学部も兼任しているので、授業以外の教務関連業務の負担が増大していた。当時の教員の担当コマ数は学部の授業も含めると週平均 7 コマであった。
	評価後の改善状況	教員が大学院と学部を兼任している状況を考えると、負担の平準化・低減は容易ではない。ただし、教員が在外研究制度や研究休暇を利用することによって、順次研究時間を確保することが保障されている。大学院では当然優れた研究に裏づけされた授業が必要であるので、今後も教員の研究時間の確保のため、負担の平準化・低減に向けて引き続き、その方策について検討を行う。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

農学研究科

No.	種 別	内 容
66	基準項目 指摘事項	3 研究環境 1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	評価当時、授業時間数を見ると比較的高い水準にあり、委員会も多数設置されていた。教員が感じる負担の程度は個人によっても差があり、各教員が、教育、研究活動、学部運営にどれだけの時間を割り振り、それを実際どの程度負担と感じているのかは把握できていなかった。また、その結果を改善に結び付けていく仕組みもなかった。
	評価後の改善状況	本研究科の教員は、ほぼすべて農学部の担当教員でもあるが、平成 22 年度、農学部に教養・基礎教育部門が設置されたことにより、学部の共通教養科目、外国語科目の教育に関わる間接的な負担がかなり軽減された。また、平準化については、特定の教員に過度の負担がかからないよう、委員会委員や入試業務担当等について一覧表を作成し、割り当て回数を平均化している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

医学研究科

No.	種 別	内 容
67	基準項目	3 研究環境
	指摘事項	1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	特に若手教員が、診療と教育の両方に駆り出されて、研究をする時間が少なくなっていた。各医局で、診療時間を考慮し、教育・研究との調整をしている。
	評価後の改善状況	教員の研究時間確保については、教育、研究、診療業務をどのように配分できるかにかかっている。医学研究科の各医局における所属長の裁量で、できるかぎり研究時間を確保するよう努めており、また積極的に医師採用を進めることで、研究に支障が出ないよう配慮している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学研究科

No.	種 別	内 容
68	基準項目 指摘事項	3 研究環境 1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	基準教員数を確保しており、教員の研究活動を実施するための、研修機会や研究費とも大学としての保証すべき水準をみたしていると判断していた。また、本研究科専任教員の授業時間は各専攻で適切に配分し研究時間を確保するように考慮するとともに、平成 19 年度には、すでに各種委員会の担当教員を 2 名体制から 1 名体制へ変更することにより教員の負担軽減を図っていた。しかしながら、学部内行政として必要な各種委員会活動やその他業務に関わる負担があった。
	評価後の改善状況	学部内行政に関わる教員の負担低減を図る目的で、評価以降、各種委員会の業務内容を精査してシステム化し、研究科委員会への報告のスピードアップを図ることで意思決定を迅速にした。さらに、メールを多用した会議を実施している。一方、平成 22 年度 4 月の学部・学科の改組に伴う負担や近畿大学全体で取り組む 21 世紀教育改革に伴う業務もあるのも事実であるが、特に若手教員の負担を軽減したり、学生募集や就職支援ではアドミッションオフィサー やキャリアカウンセラーを増員・導入するなど、各教員の負担の平準化・軽減化を図る取り組みを組織的に実施している。その結果、全教職員の先進的な教育・研究に対するモチベーションが高く保たれ、科学研究費

	を含む競争的資金の申請・採択件数や研究業績も高く維持されている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 68-1 生物理工学部各種委員会一覧（平成 23 年度版）
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

システム工学研究科

No.	種 別	内 容
69	基準項目	3 研究環境
	指摘事項	1)多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	システム工学研究科教員は、学部の管理業務等だけでなく、工業技術研究所に係る産学官連携業務等についても、多くの人員体制で対応していた。
	評価後の改善状況	工業技術研究所に係わる産学官連携等に係わる業務については、平成 22 年度に工業技術研究所を次世代基盤技術研究所に改組した（資料 69-1）。また、中国経済産業局より産学官連携業務の中心的役割を担う客員教授 1 名を迎えてその業務を大幅に削減するとともに、事務職員についても 1 名から 3 名に増員して、大学院担当教員の事務処理の低減を図り、研究環境の改善を図っている。（資料 69-2）
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	資料 69-1 次世代基盤技術研究所パンフレット 資料 69-2 近畿大学工学部産学官連携推進協力会ニュースレターV o l . 1
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業技術研究科

No.	種 別	内 容
70	基準項目	3 研究環境
	指摘事項	1) 多くの学部・研究科において、非常に多くの授業の担当負担や学内行政への関与が生じ、研究時間確保が困難となっている。教員の負担の平準化・低減の方策を検討・実施する必要がある。
	評価当時の状況	大学院の授業担当科目数自体は多くはないが、大学院担当教員の全員が学部の授業を数多く併せ持つ中で、学部の各種委員会の委員長や委員を務める必要もあり、研究時間の確保に苦労していた。
	評価後の改善状況	学部で 1 年間に履修できる単位数が大幅に制限された分、学部授業に対する負担は軽減されたが、今後、さらなる研究時間の確保に向けて学内委員会業務に伴う負担の平準化を教職員一体となって検討する予定である。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 70-1 平成 21 年度産業理工学部「履修の手引き」(履修制限の記述箇所抜粋)	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学部

No.	種 別	内 容
71	基準項目	4 教員組織
	指摘事項	1) 法学部 87.9 名、経済学部 61.5 名、経営学部 101.0 名と、これらの学部では専任教員 1 人あたりの学生数が非常に多くなっており、教育効果の面で問題があるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	平成 19 年度近畿大学自己点検・評価報告書によれば、法学部の専任教員 1 人あたりの在籍学生数は、法律学科 89.3 名、政策法学科 86.3 名、全体では 87.9 名であった(同書 p. 724)。
	評価後の改善状況	<p>学生と教員の比率の改善は、入学学生数と教員数の適正化によって果たされるものである。入学学生数については、収容定員の 1.20 倍以内に収めることを目標として合否判定を執行し、適正化を図ってきたところである。また、教員についても職位・年齢の分布を配慮しつつ新規採用人事を進めてきた。</p> <p>これによって、平成 23 年 5 月現在の法学部の専任教員 1 人あたりの在籍学生数は法律学科 75.0 名、政策法学科 61.9 名、全体では 63.2 名となっている(教養・基礎教育部門教員は全体の計算の基礎にのみ参入した)。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>資料 71-1 学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数 (平成 23 年 5 月 1 日現在、平成 22 年 5 月 1 日現在、平成 21 年 5 月 1 日現在、平成 20 年 5 月 1 日現在、平成 19 年 5 月 1 日現在)</p> <p>資料 71-2 2011 年度法学部専任・特任教員年齢一覧 (2011 年 4 月 1 日現在)</p>
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	

	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5
--	------------	---	---	---	---	---

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学部

No.	種 別	内 容
72	基準項目	4 教員組織
	指摘事項	1) 法学部 87.9 名、経済学部 61.5 名、経営学部 101.0 名と、これらの学部では専任教員 1 人あたりの学生数が非常に多くなっており、教育効果の面で問題があるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	在籍者数 2829 名に対し専門担当教員・語学教員の合計が 46 名であり、専任教員 1 人あたりの学生数は 61.5 名であった。
	評価後の改善状況	平成 18 年度 61.5 人であったのに対し、平成 22 年度は 61.3 人と変化は見られない。一方、教員数は専門担当教員・語学担当教員の合計で、46 名から 50 名へと増加したが、在籍者数も収容定員の 1.18 倍となった。 しかし、本学部としては、教員の努力により、現在の人数で教育内容の充実につとめている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 72-1 教員一人当たり学生数	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経営学部

No.	種 別	内 容																								
73	基準項目	4 教員組織																								
	指摘事項	1) 法学部 87.9 名、経済学部 61.5 名、経営学部 101.0 名と、これらの学部では専任教員 1 人あたりの学生数が非常に多くなっており、教育効果の面で問題があるので、改善が望まれる。																								
	評価当時の状況	平成 18 年度の学生数および教員数は次の通りである。 在籍学生総数 5,252 教員数 52 名 教員 1 名当たり学生数 101.0 名																								
	評価後の改善状況	<p>経営学部は、商経学部を改組して設置された学部であるため、改組のあった平成 15 年には経営学科と商学科の 2 学科であったが、平成 18 年に会計学科を、平成 19 年にはキャリア・マネジメント学科を設置して、現在 4 学科体制となり、この間に教員増を進めてきた。また、平成 22 年から教養・基礎教育部門が設置され、外国語・スポーツ教員が経営学部に所属し、平成 22 年 4 月 1 日時点で、下記の通り経営学部の教員は 90 名となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学科・部門</th> <th>教授</th> <th>准教授</th> <th>講師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営 (22)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>商 (20)</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>会計 (13)</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>キャリア・マネジメント (12)</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>教養・基礎教育 (23)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 22 年 5 月時点で在籍者数 5,443 名、専任教員 90 名で、教員 1 名当たりの比率は 60.5 名となり、大幅に減少した。専任教員数の充実にあわ</p>	学科・部門	教授	准教授	講師	経営 (22)	10	10	2	商 (20)	12	8	△	会計 (13)	7	5	1	キャリア・マネジメント (12)	5	7	△	教養・基礎教育 (23)	10	10	3
学科・部門	教授	准教授	講師																							
経営 (22)	10	10	2																							
商 (20)	12	8	△																							
会計 (13)	7	5	1																							
キャリア・マネジメント (12)	5	7	△																							
教養・基礎教育 (23)	10	10	3																							

	せて、F D活動を積極的に進めることにより、学生自ら主体的に考え参加する授業を実践するよう取り組み、教育効果が高まるように努めたい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 73-1 平成 22 年度経営学部：教員構成（平成 22 年 4 月 1 日現在） 資料 73-2 平成 23 年度経営学部：教員構成（平成 23 年 4 月 1 日現在）
	<大学基準協会使用欄>
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学部

No.	種 別	内 容																								
74	基準項目 指摘事項	<p>4 教員組織</p> <p>2) 法学部では 31 歳～40 歳が専任教員の 51% を占めている。また、医学部では 41 歳～50 歳が専任教員の 52% を占めている。これら 2 つの学部については、教員の年齢構成に著しくバランスを欠いているので改善が望まれる。</p>																								
	評価当時の状況	<p>平成 19 年度近畿大学自己点検・評価報告書によれば、法学部教員の職位別・年齢別構成比は次のようになっていた(同書 pp. 726f.)。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>21～ 30</th><th>31～ 40</th><th>41～ 50</th><th>51～ 60</th><th>61 歳 以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr> <td>助教授</td><td>0</td><td>11</td><td>5</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr> <td>講師</td><td>1</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>		21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61 歳 以上	教授	0	1	0	5	6	助教授	0	11	5	1	0	講師	1	7	0	0	0
	21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61 歳 以上																					
教授	0	1	0	5	6																					
助教授	0	11	5	1	0																					
講師	1	7	0	0	0																					
	評価後の改善状況	<p>認証評価を受けるに際して教員の年齢分布に偏差があったことは指摘のとおりである。40 歳代の教員の多くが他大学に移籍しこれを補充するために 30 歳代の教員を多く採用したために 30 歳代の教員の比率が高くなっていた。</p> <p>これを踏まえて法学部は、計画的に新規採用を通じた是正を図る方略を採り、学部のミッションならびにポリシーに照らして適切な教員を確保・配置し、きめ細かな指導の行き届いた体制を維持することが重要であるという観点から、職位・年齢別分布に配慮した新規採用人事の募集を行っている。具体的には、学部長は、科目グループから新規採用の申し出があった時点で、職位の指定に際して偏りが生じないことに配慮するよ</p>																								

	<p>う指導している。この結果、平成 23 年 5 月 1 日現在の職位・年齢別分布は下表のようになる(特任教授は教授、特任講師は講師としてそれぞれ計上した)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>21～ 30</th><th>31～ 40</th><th>41～ 50</th><th>51～ 60</th><th>61～</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>6</td><td>9</td></tr> <tr> <td>准教授</td><td>0</td><td>12</td><td>7</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr> <td>講師</td><td>1</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 74-1 2011 年度法学部専任・特任教員年齢一覧 (2011 年 4 月 1 日現在) <大学基準協会使用欄> 検討所見 改善状況に対する評定 1 2 3 4 5</p>		21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61～	教授	0	1	5	6	9	准教授	0	12	7	1	0	講師	1	4	2	1	1
	21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61～																				
教授	0	1	5	6	9																				
准教授	0	12	7	1	0																				
講師	1	4	2	1	1																				

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

医学部

No.	種 別	内 容
75	基準項目 指摘事項	<p>4 教員組織</p> <p>2) 法学部では 31 歳～40 歳が専任教員の 51% を占めている。また、医学部では 41 歳～50 歳が専任教員の 52% を占めている。これら 2 つの学部については、教員の年齢構成に著しくバランスを欠いているので改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>平成 19 年度近畿大学自己点検・評価報告書によれば、医学部教員の年齢構成は次のようになっている。ご指摘の 41 歳～50 歳の占有率は、教授・助教授・専任講師の総員 204 人に対して 106 人の 51.4% であったが、助手を含めた場合、総員 293 人に対して 117 人の 39.8% であった。</p>
	評価後の改善状況	<p>認証評価を受けるに際して、教員の年齢分布に偏差があったことは指摘のとおりである。</p> <p>しかし、医学部、教育・研究に加えて診療が入ってくるため、指摘の年齢層前後の教員数が最も多くなることは避けられない。その上臨床研修必須化以降、大学病院においても医師不足が顕著化し、地域医療を支えるために堺、奈良病院、他の関連病院との異動が頻繁にあり、指摘の年齢層教員が異動対象となるため、どうしても占有率が高くなる。</p> <p>ただ年齢分布の偏差の解消は、学部としても常に意識をしながら人事を進めているところである。平成 23 年 5 月 1 日現在の年齢構成で、41 歳～50 歳の占有率は、総員 364 人に対して 112 人で 30.8% となり、偏差解消に努めている。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	

	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

農学部

No.	種 別	内 容
76	基準項目	5 図書・電子媒体等
	指摘事項	1) 農学部図書館の学生の収容定員に対する閲覧座席数の割合は 8.0% であり、改善が望まれる。
	評価当時の状況	農学部では学生収容定員 2502 人に対して図書閲覧室の座席数が 199 席となっており、上記の助言を受けた。これは、図書館の総面積が 918m ² しかなく、書架棚などの占有面積が多くなったために座席数の確保が困難になったためである。
	評価後の改善状況	平成 23 年度、図書館に隣接する研究室を閲覧室の一部として改修し、書架棚の配置を見直すことで閲覧座席を 37 席増設し、座席数 236 席となり、8.9% と若干改善する予定である。 さらに、従来の照明器具（水銀灯）を LED 照明に取り換えることによる館内照度の上昇、フローリングにアンダーカーペットを敷設することによる静謐性の向上など、設備を大きく改善し、学習・研究環境の充実を図る。今後も継続的に設備投資を行い、一層の座席数増加を含めた研究及び学習活動に質・量の両面から貢献できるよう、積極的に取り組んでいく。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 76-1 農学部図書館座席増設計画（案）	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学部

No.	種 別	内 容
77	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	法学部では、近畿大学学則 52 条以下の教授会に関する規定に従って教授会を運営し、教授会の運営に係る独自の規程を設けていなかった。
	評価後の改善状況	法学部では、法学部の運営に係る規程等の整備に取りかかっており、教授会の運営に係る規程について平成 23 年度 7 月 11 日開催の教授会において法学部教授会規程ならびに法学部教授会運営規則を制定し、もつて同日施行している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 77-1 法学部教授会規程（2011 年 7 月 11 日施行） 資料 77-2 法学部教授会運営規則（2011 年 7 月 11 日施行） 資料 77-3 法学部教授会議事録（抄録）（平成 23 年 7 月 11 日）	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学部

No.	種 別	内 容
78	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	学部の最高議決機関としての教授会で、その組織及びその構成員、審議事項は「近畿大学学則」に準じて運営されてきた。教授会を代表する学部長は、学部運営協議会を組織して、発生する懸案・課題に対処し、円滑な学部運営を実現するための組織作りをおこなってきたが、規程は明文化されていなかった。
	評価後の改善状況	資料に示すとおり、学部の運営規則として、「経済学部教授会運営に関する規則」を平成 20 年に制定した。その他にも、運営の細則は規則・内規の形で制定し、文書化している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 78-1 経済学部教授会運営に関する規則 資料 78-2 経済学部・経済学研究科規則集一覧	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経営学部

No.	種 別	内 容
79	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	学部細則は定めていないものの、学部教授会は、近畿大学学則第 57 条に準拠し、学部自治の精神に基づいた学部申し合わせに従って運営されていた。また、教授会の他に、特任教授、准教授、講師が構成員となる連絡会が同様に運営されていた。
	評価後の改善状況	指摘事項に従い、平成 20 年 4 月 23 日付けで「経営学部教授会の運営要項」を定めた。この規程により、これまで運営されてきた学部運営協議会、教授会、連絡会の位置づけがより明確になるとともに、教授会と連絡会を統合した全体会議を開催し、学部運営への意識改革を促すとともに、発言の機会が増えることで情報の共有化が促進された。また、学科会議等も必要に応じて開催し、教授会と連携を図りながら、教学事項の改善取り組みがよりスムーズに行われるようになった。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 79-1 経営学部教授会の運営要項（平成 20 年 4 月 23 日） <大学基準協会使用欄>	

	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

薬学部

No.	種 別	内 容
80	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	薬学部では、根拠に示すとおり、近畿大学薬学部教授会運営規程、並びに近畿大学薬学部学科会議運営規程が制定されており、運営されていた
	評価後の改善状況	大学評価の受審に際し、提出資料のチェックが不十分で本学部の資料が含まれていなかつたことは反省される。本学部においては、平成 10 年から近畿大学薬学部教授会運営規程（平成 19 年に一部改訂）、平成 22 年から近畿大学薬学部学科会議規程を定め、諸規程に基づいて運営している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 80-1 近畿大学薬学部教授会運営規程（平成 19 年 11 月 24 日改定）、近畿大学薬学部学科会議運営規程（平成 22 年 4 月 1 日施行）	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学部

No.	種 別	内 容
81	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	本学からの提出資料のチェックが不十分で本学部の資料が含まれていなかつたことは大いに反省される。本学部においては、平成 12 年から近畿大学文芸学部・大学院文芸学研究科規則を定め近畿大学文芸学部教授会運営要項の諸規程に基づいて運営していた。
	評価後の改善状況	現在の教授会は、平成 12 年に施行された「文芸学部教授会運営要項」を含む（平成 19 年に一部改定）に基づき運営されている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 81-1 文芸学部教授会運営要項（平成 19 年 4 月 1 日改正）	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

農学部

No.	種 別	内 容
82	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	評価当時、平成 12 年 10 月 23 日施行の農学部教授会規程が制定されていたが、資料として提出が必要であるとの認識がなく、未提出となった。
	評価後の改善状況	大学評価の受審に際し、提出資料のチェックが不十分で本学部の資料が含まれていなかつたことは反省される。なお、農学部教授会規程は平成 21 年 10 月 1 日に一部改訂を経て、現在も同規程に基づき本学部教授会が運営されている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 82-1 近畿大学農学部教授会規程（平成 21 年 10 月 1 日改定） <大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

医学部

No.	種 別	内 容
83	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	教授会の運営に関する細則は「医学部教授会運営に関する申し合わせ」で制定・運用されていた。
	評価後の改善状況	前述の「医学部教授会運営に関する申し合わせ」を改定し、「医学部教授会運営要項」として平成 23 年 7 月 20 日の教授会に諮り、正式な運営細則として制定し、運営している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 83-1 医学部教授会運営に関する申し合わせ（昭和 63 年 4 月 21 日改訂） (平成 4 年 6 月 18 日近畿大学医学部教授会議事録資料抜粋) 資料 83-2 医学部教授会運営に関する申し合わせ(平成 9 年 1 月 16 日改訂)(平成 13 年 5 月 10 日近畿大学医学部教授会議事録資料抜粋) 資料 83-3 医学部教授会運営要項（平成 23 年 7 月 20 日現在）	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学部

No.	種 別	内 容
84	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	教授会は、近畿大学学則に従って運営されており、細則としての生物理工学部独自の教授会運営規程を定めていなかった。
	評価後の改善状況	学則に従って、平成 22 年 9 月生物理工学部教授会において生物理工学部教授会運営規程を定めて運用している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 84-1 生物理工学部教授会運営規程（平成 22 年 9 月 29 日施行）	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

法学研究科

No.	種 別	内 容
85	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	法学研究科委員会は、近畿大学大学院学則第 29 条以下に従って運営されており、法学研究科委員会の運営に係る独自の細則を定めていなかった。
	評価後の改善状況	法学研究科委員会規程を平成 23 年 6 月 1 日に施行し、この規程に基づいて法学研究科委員会を運営している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 85-1 法学研究科委員会規程（平成 23 年 6 月 1 日施行） 資料 23-1 平成 23 年度大学院法学研究科履修要項	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

商学研究科

No.	種 別	内 容
86	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	商学研究科では、近畿大学大学院学則に基づいて、管理運営が行われていた。したがって、評価当時において、商学研究科により独自に定められた研究科委員会規程は、定められていなかった。
	評価後の改善状況	商学研究科委員会は、商学研究科の博士課程前期課程に関する事項を審議するために、平成 22 年 1 月に「商学研究科指導教員会議に関する内規」を定めた。商学研究科の博士課程後期課程に関する事項の審議については、「商学研究科『博士後期課程』指導教員会議に関する内規」が定められ、平成 22 年 1 月に改定し、施行されている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 86-1 商学研究科指導教員会議に関する内規（平成 22 年 1 月 20 日施行） 資料 86-2 商学研究科「博士後期課程」指導教員会議に関する内規（平成 22 年 1 月 20 日改定）	<大学基準協会使用欄>
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

経済学研究科

No.	種 別	内 容
87	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	自己点検報告書で言及されなかつたが、当時の大学院経済学研究科委員会は、近畿大学大学院学則に基づいて運営されていた。
	評価後の改善状況	「細則は別に定める」に従って、平成 20 年 4 月 1 日に「経済学研究科委員会運営に関する規則」、平成 20 年 10 月 31 日に「経済学研究科『博士後期課程』指導教員会議に関する内規」を制定した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 87-1 経済学研究科委員会運営に関する規則（平成 20 年 4 月 1 日施行） 資料 87-2 経済学研究科「博士後期課程」指導教員会議に関する内規（平成 20 年 10 月 31 日施行）	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

総合理工学研究科

No.	種 別	内 容
88	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	平成 11 年度から総合理工学研究科委員会運営要項を制定し、運営していた。
	評価後の改善状況	大学評価の受審に際し、提出資料のチェックが不十分で本研究科の資料が含まれていなかつたことは反省される。本研究科においては、平成 11 年 4 月に総合理工学研究科委員会運営要項を制定し運用している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 88-1 総合理工学研究科委員会運営要項（平成 11 年制定）	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

薬学研究科

No.	種 別	内 容
89	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	薬学研究科委員会では、現在の大学院の設置当初に定められた内規に準じて会議等を運営していたが、現在の本研究科の体制・実情にそぐわない面も多く、実際の運営は慣例に従って行っていたため、薬学研究科で新たな規程を定める必要があった。
	評価後の改善状況	平成 23 年度より薬学研究科委員会運営規程を制定・施行し、これに基づいて研究科委員会を運営している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 89-1 薬学研究科委員会運営規程規（平成 23 年 3 月 16 日制定） <大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

文芸学研究科

No.	種 別	内 容
90	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	大学院文芸学研究科規程は文芸学部の内規として制定されていたが、研究科独自の規程は定められていなかった。
	評価後の改善状況	平成 23 年 5 月 24 日の大学院文芸学研究科教授会で文芸学研究科独自の規程を制定した。研究科委員会規定を制定し、この規程に基づき教授会及び研究科委員会を運用している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 90-1 大学院文芸学研究科規程（平成 23 年 5 月 24 日制定） 資料 90-2 大学院文芸学研究科教員資格審査基準（平成 18 年 5 月 16 日制定） <大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

農学研究科

No.	種 別	内 容
91	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	評価当時、平成 12 年 11 月 28 日施行の農学研究科委員会運営規程が制定されていたが、資料として提出が必要であるとの認識がなく、未提出となった。
	評価後の改善状況	大学評価の受審に際し、提出資料のチェックが不十分で本学部の資料が含まれていなかつたことは反省される。なお、本研究科委員会は現在も同規程に基づき運営されている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 91-1 近畿大学農学研究科委員会運営規程（平成 12 年 11 月 28 日施行） <大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

医学研究科

No.	種 別	内 容
92	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	研究科としての規程等は制定していなかったが、「医学部教授会運営に関する申し合わせ」に準じて運営を行っていた。
	評価後の改善状況	今年度中に医学研究科委員会の運営要項（案）を研究科委員会に諮り、運営に関する細則を制定する予定である。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 92-1 医学研究科委員会運営要項（案）（平成 23 年 7 月 8 日現在） ＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

生物理工学研究科

No.	種 別	内 容
93	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	大学院生物理工学研究科委員会は、近畿大学大学院学則および近畿大学学位規程に従って運営されており、研究科独自の運営規程ないし細則は定めていなかった。生物理工学研究科委員会は、研究科に所属する教授のみで構成され、人事、学位審査等の決定事項は学則および学位規程に則って行われていた。なお、学則および学位規程は、「大学院生物理工学研究科履修要項」に記載され、公表されている。
	評価後の改善状況	学則に従って、平成 23 年 7 月生物理工学研究科委員会において、近畿大学大学院生物理工学研究科委員会運営規程を定めて運用している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 93-1 近畿大学大学院学則（平成 23 年度大学院生物理工学研究科履修要項抜粋） 資料 93-2 近畿大学学位規程（平成 23 年度大学院生物理工学研究科履修要項抜粋） 資料 93-3 近畿大学大学院生物理工学研究科委員会運営規程（平成 23 年 7 月 6 日）	

	資料 20-5 平成 23 年度大学院生物理工学研究科履修要項					
	<大学基準協会使用欄>					
	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

1. 助言について

産業技術研究科

No.	種 別	内 容
94	基準項目 指摘事項	6 管理運営 1) 学部教授会規則と大学院研究科委員会規程の制定について、近畿大学学則第 57 条は、「教授会の運営に関する細則は、別に定める」としているが、実際に学部独自の教授会規則を定めている学部は、理工学部、工学部、産業理工学部の 3 学部のみであり、研究科委員会規程についても、システム工学研究科が独自の細則を定めているのみであるので、他の学部、研究科についても制定することが望まれる。
	評価当時の状況	当時は、近畿大学大学院学則の第 29~31 条に基づいて運営を行っていた。
	評価後の改善状況	研究科委員会と専攻幹事会の在り方について鋭意検討を続けて、平成 22 年 11 月に研究科委員会運営規程と専攻幹事会運営内規を制定した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 94-1 産業技術研究科委員会運営規程（平成 22 年 11 月 11 日） 資料 94-2 産業技術研究科専攻幹事会運営内規（平成 22 年 11 月 11 日） 資料 94-3 近畿大学大学院学則 関係箇所抜粋版	
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

提言に対する改善報告書

大学名称 近畿大学 (評価申請年度 平成 19 年度)

2. 効果について

医学部

No.	種 別	内 容																
95	基準項目	1 学生の受け入れ																
	指摘事項	1) 医学部は、入学定員に対する入学者数比率(過去 5 年間平均)が 1.05 と定員超過しており、改善されたい。																
	評価当時の状況	平成 19 年度の受審時には入学定員に対する入学者数比率が 1.04、1.06、1.06、1.04、1.06(平成 14 年～平成 18 年)となっており、過去 5 年間の平均が 1.05 であった。																
	評価後の改善状況	指摘をいただいた以降、入学者数のは正に努め、平成 23 年度は入学定員に対する入学者数比率が 1.03 と若干改善したが、今後さらに受験者の入学予想に関するデータ分析等を注意深く慎重に行い、適正な入学者比率 1.00 を目指し、入学者の定員管理を厳正に行っていく。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>入学定員</th><th>入学者数</th><th>定員超過率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23 年度</td><td>105 名</td><td>109 名</td><td>1.03</td></tr> <tr> <td>22 年度</td><td>105 名</td><td>111 名</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>21 年度</td><td>95 名</td><td>102 名</td><td>1.07</td></tr> </tbody> </table>	年 度	入学定員	入学者数	定員超過率	23 年度	105 名	109 名	1.03	22 年度	105 名	111 名	1.05	21 年度	95 名	102 名	1.07
年 度	入学定員	入学者数	定員超過率															
23 年度	105 名	109 名	1.03															
22 年度	105 名	111 名	1.05															
21 年度	95 名	102 名	1.07															
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等																	
	＜大学基準協会使用欄＞																	
	検討所見																	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5																